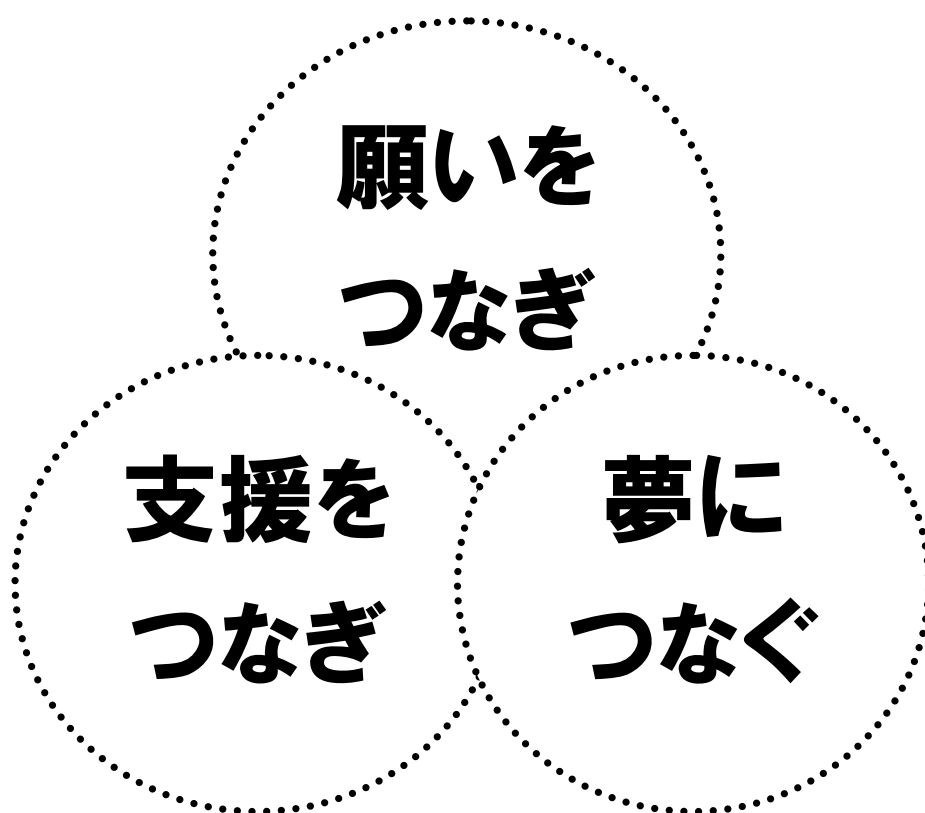




武蔵野市の特別支援教育

平成21年4月

武蔵野市教育委員会

はじめに

近年、社会のノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化、多様化、小・中学校における発達障害のある児童・生徒への適切な指導及び支援等への対応が急務となっており、これまでの教育の在り方に対する抜本的な改善が求められています。

このため、国は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、「特殊教育（心身障害教育）」から「特別支援教育」への考え方を示し、その後、それに伴う学校教育法の一部改正を行うなど、特別支援教育の推進を図ってきました。

こうした動きを受け、東京都では、特別支援教育推進計画第一次及び第二次実施計画を策定し、特別支援学校の改編を行うとともに市町村への地域支援策を進めています。

一方、本市の心身障害教育においては、昭和 30 年に知的障害学級設置をはじめとして、障害種別に応じた特色ある施策を行ってまいりました。

また、ここにきて特別支援教育への取組の一環として、全小・中学校に校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター指名、教育支援センターの臨床心理士の派遣等を実施し、一人一人の児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援、及び校内体制の整備を目指してきたところです。

このたび、特別支援教育に関するこれまでの施策を踏まえ、さらにその充実・発展を図るため、本計画を策定しました。子どもたちのもつ大きな可能性を信じ、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した適切な指導及び必要な支援を通して、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現を目指し、本市の特別支援教育を推進してまいります。

むすびにあたり、本計画の策定にご尽力くださいました前川あさ美委員長（東京女子大学教授）をはじめ委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

武蔵野市教育委員会では、本計画の策定を契機といたしまして、今後さらに「願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育」の充実に向けて努力を重ねてまいりますので、広く学校関係者並びに保護者・地域の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 21 年 4 月

武蔵野市教育委員会

目 次

I	計画策定に当たって	1
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
II	特別支援教育の現状	2
1	国、東京都の取組では	2
2	本市の特別支援教育の現状と課題	2
(1)	特別支援教育の対象児童・生徒数	2
(2)	通常の学級における取組	3
(3)	特別支援教育・教育相談研修会	5
(4)	特別支援学級における取組	5
(5)	特別支援学校における取組	6
III	今後の取組	7
1	計画の基本理念	7
2	基本的な考え方	7
◆	武蔵野市特別支援教育推進計画の体系図	
3	具体的な取組	8
I	一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	8
1	校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上	9
2	専門家スタッフ・派遣相談員等による学校(園)支援の充実	10
3	特別支援学級等の充実と通常の学級支援	11
4	管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上	13
II	理解促進への取組の充実	15
1	特別支援教育に関する理解啓発促進のための取組の充実	15
2	教育支援センターの支援機能の充実	18

Ⅲ 新たな連携体制の整備 21

1 教育・医療・福祉による幼児・児童・生徒・保護者への支援事業の推進 22

2 教育と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援事業の推進 23

3 専門機関との連携による学校支援の充実 25

Ⅳ 特別支援教育推進のための体制整備 26

1 特別支援学級等の整備 26

2 特別支援教育推進状況の評価・検証 28

〔資料〕..... 30

1 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 設置要綱 31

2 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿 32

3 武蔵野市特別支援教育推進計画策定の経緯 33

4 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 ワーキングチームの協議内容 34

5 武蔵野市特別支援教育推進計画「中間まとめ」に対する「パブリックコメント」 35

（1）「パブリックコメント」の概要 35

（2）「パブリックコメント」の取扱について 36

6 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ 44

7 特別支援教育用語集 45

I 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

- 学校教育法の改正（平成 18 年 4 月）により、特別支援教育の対象として、従来の特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害区分のほか学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等発達障害が加えられました。
- 障害のある幼児・児童・生徒の教育については、障害の種類や程度に応じた特別な場で行う「特殊教育」から、特別支援教育への転換を図るという基本的な方向が示されました。特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、もてる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を克服するよう、適切な指導を行うものとしています。
- わが国では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会へ移行しつつあります。社会のノーマライゼーションの進展や幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化、生徒の進学等進路選択の変化、保護者の多様なニーズ等、心身障害教育を取り巻く状況の変化に伴い、本市においても、障害のある幼児・児童・生徒も障害のない幼児・児童・生徒も共に育ち合い共に生きる社会を目指し、具体的に取り組むことが求められています。

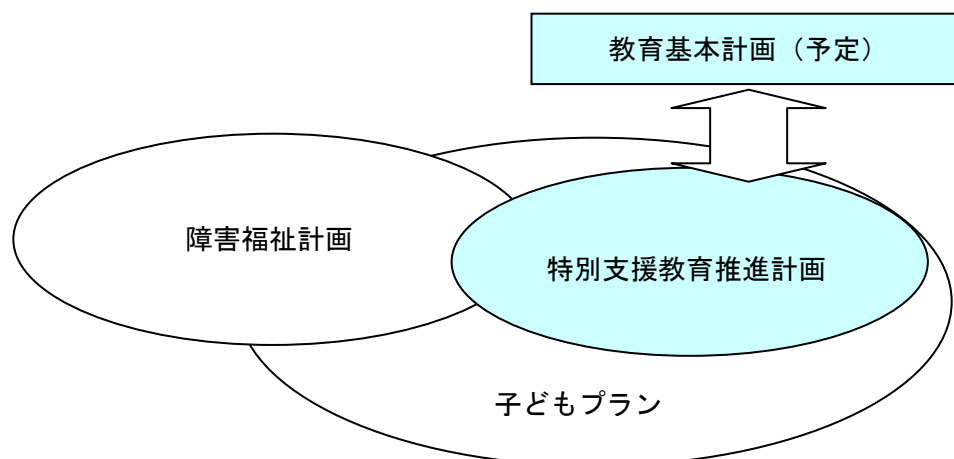
2 計画の位置付け

- 本計画は、第四期長期計画・調整計画に基づき、本市の特別支援教育を推進するための施策の方向性を示したものです。事業展開にあたっては、改定が検討されている「子どもプラン」「障害福祉計画」とも連携して実施していきます。

3 計画の期間

- 本計画は、第一次計画として平成 21 年～25 年（5 ヶ年）を計画期間として策定します。今後は、毎年度の教育委員会の基本方針と事業計画に反映するとともに、教育基本計画と一体的に進めていきます。

〔武蔵野市特別支援教育推進計画の位置付け〕



Ⅱ 特別支援教育の現状

1 国、東京都の取組では

我が国では、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会へ移行しつつあります。国でも、障害のある幼児・児童・生徒の教育については、障害の種類や程度に応じた特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある幼児・児童・生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るという基本的な方向が示されました。

平成 17 年 12 月、中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申で、特別支援教育推進に向けた学校制度等の在り方について見直しが答申されました。

そして、平成 18 年 6 月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成 19 年 4 月から特別支援教育が全国で実施されることになりました。

東京都教育委員会においても、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が発表され、平成 16 年 11 月、「東京都特別支援教育推進計画（第一次）」を策定し、計画に基づく取り組みが進められました。また、平成 19 年 3 月には、「特別支援教育のためのガイドライン」を示し、特別支援教育体制の整備を推進しています。

さらに、「東京都特別支援教育推進計画（第一次）」の取組状況を踏まえ、「東京都特別支援教育推進計画（第二次）」（平成 19 年 11 月）により特別支援教育の充実・発展を目指しています。

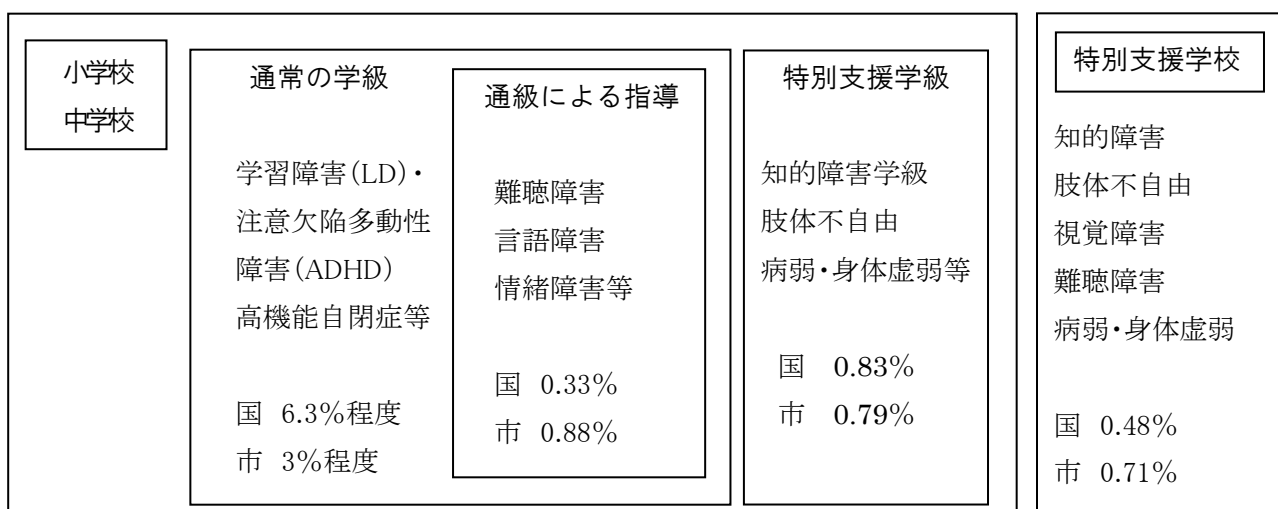
2 本市の特別支援教育の現状と課題

（1） 特別支援教育の対象児童・生徒数

平成 14 年度に実施した国の特別支援教育児童・生徒実態把握調査では、従来の特別支援学校や特別支援学級に在籍している障害区分の児童・生徒数は 1.64%、通常の学級に在籍する個別の教育支援を要する児童生徒数を 6.3%と推計しています。

本市では、特別支援学校や特別支援学級に通学する児童・生徒数は 2.38%、通常の学級に通学する個別の支援が必要な児童・生徒は約 3%程度となっています（平成 19 年度）。

〔特別支援教育の対象の概念図〕 〈国数値：平成 14 年度調査、市数値：平成 19 年度調査〉



(2) 通常の学級における取組

① 校内委員会

- 本市では平成 16 年度より全ての市立小中学校に校内委員会を設置し、専門家スタッフや派遣相談員との連携を図り、校内研修会を開催し、児童・生徒の実態把握を踏まえた個別指導計画の作成、教職員やPTAなど保護者理解の促進など校内体制の確立に取り組んでいます。
- ◆ 各学校では、特別支援教育をより一層推進するために、校内委員会の定期開催や専門家スタッフ等支援人材との連携など計画的で組織的な運営が求められています。

② 特別支援教育コーディネーター

- 本市ではほとんどの学校が特別支援教育コーディネーターを複数指名しています。特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の運営、専門家スタッフや派遣相談員との連絡調整、個別指導計画作成支援など学級担任への相談支援、保護者窓口などを幅広い役割を担っています。
- 特別支援教育コーディネーターの情報交換や実践的な研修を通し、各学校における特別支援教育の推進を図るために特別支援教育コーディネーター連絡会を年間 5 回開催しています。
- ◆ 特別支援教育コーディネーターは学級担任等との兼務により活動時間がとりにくくなっていますが、複数指名など校内の役割分担を見直すとともに、より具体的で実践的な研修が必要です。

〔特別支援教育コーディネーターの構成 平成 20 年度〕

特別支援教育コーディネーター の指名の状況 (複数指名は18校中16校)	学級担任等教員(主幹教諭含む)	18人
	養護教諭	9人
	特別支援学級担任	7人
	その他の教諭	1人

③ 個別指導計画・個別の教育支援計画

- 個別指導計画は、児童・生徒の一人一人の指導目標や内容、方法などの手だてを各教科等全体に渡って作成し、児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために保護者との連携のもとに作成しています。通常の学級に在籍する教育的支援が必要な児童・生徒に対しては、個別指導計画が約半数作成されています。
- 市教委は、「児童・生徒把握のためのチェックリスト」や「指導ガイドブック」を作成し、特別支援教育コーディネーター連絡会で研修を実施し、学校をサポートしています。
- ◆ 個に応じた支援が必要な児童・生徒の全てにおいて、保護者との連携のもとに個別指導計画の作成が求められています。また、必要に応じて就学前機関や福祉・医療機関との連携を図り、保護者との協力のもとに個別の教育支援計画の作成が求められています。

④ 学校における相談支援

- 発達障害を専門とする大学教授等を専門家スタッフとして、各学校に年間 6 回程度、派遣訪問し、特別支援教育の普及や児童・生徒一人ひとりの指導に対する助言を行い、学校における特別支援教育の取り組みを推進しています。
- また、教育支援センターの臨床心理士が、学校派遣相談員として週 1 回小・中学校に訪問して、児童・生徒の授業観察を踏まえた児童、保護者や教員などの相談を実施しています。必要

に応じ教育支援センターの相談を紹介し、専門的・継続的な教育相談が実施でき、心理検査や通級指導学級など具体的な支援に結び付いています。

また、派遣相談員は、専門家スタッフとの連携により学級担任への継続的な支援を行っています。

- 東京都スクールカウンセラーは週1回、全ての中学校を訪問し、不登校やいじめ問題対策のほか特別支援教育に関する児童・生徒実態把握などを行っています。平成20年度から小学校1校にも訪問相談を実施しています。
- ◆ 専門家スタッフの訪問日程の調整や指導時間の確保が難しくなっていますが、教育支援センターやスクールカウンセラーとのより一層の連携を図り、一貫した指導方針や継続した相談等を充実することが課題となっています。

〔専門家スタッフの活動状況 〈平成19年度〉〕

専門家スタッフの派遣状況	106回
専門家スタッフによる校内研修の開催	21回

〔教育支援センターの派遣相談回数と支援内容 〈平成19年度〉〕

派遣相談の回数	小学校 559回	中学校 224回
支援内容	小学校	中学校
行動観察(集団・個別)	1110件(25.1%)	77件(6.8%)
保護者面接等	306件(6.9%)	66件(5.8%)
児童生徒面接等	808件(18.3%)	302件(26.6%)
学級担任面接	1031件(23.3%)	268件(23.6%)
管理職等面接	849件(19.2%)	319件(28.1%)
その他(研修など)	322件(7.2%)	105件(9.2%)

⑤ 個別の児童・生徒への支援

- 対人関係に困難さがある児童・生徒に対して、コミュニケーション能力や情緒の安定を図ることを目的に、サポートスタッフ(SS;心理系の大学院生等)が直接支援を行います。
- また、学習面や集団行動面で困難さを抱えている児童・生徒に対して、学習への支援や安全確保を図るため、ティーチングアシスタント(TA;教員を志望する大学生等)が、個別の支援や学級担任の補助を行います。
- このほか、学習指導員がティームティーチング(TT)の指導形態で、学習支援を行います。
- ◆ 教育支援に関わる人材(大学生等)の確保が難しくなっているほか、支援人材も発達障害に関する理解を深め、適切な支援を行うことが望まれます。

〔個別の支援状況 〈平成19年度〉〕

サポートスタッフ(SS)	学生・院生の実数17人	延派遣回数	286回
ティーチングアシスタント(TA)	学生等の実数 70人	延派遣回数	1,394回

⑥ 特別支援教室モデル事業

- 通常の学級に在籍する発達障害のある児童に対し学習課題に応じた個別指導を行うための

特別支援教室モデル事業を、平成 20・21 年度の 2 ヶ年間、小学校 3 校（大野田、千川、井之頭小）で実施し、本格実施に向けた課題を整理します。

- 特別支援教室に関する情報交換や研修を行うため、モデル校連絡会を開催しています。

（３） 特別支援教育・教育相談研修会

発達障害の理解と基本的な対応や保護者連携など特別支援教育を推進するために、市教委主催の研修会を開催し、市立保育園からの参加も含め教職員の資質の向上に取り組んでいます。

また、特別支援教育コーディネーターに対しては、校内委員会の進め方や個別指導計画作成など特別支援教育コーディネーター連絡会を通じて行っています。

〔研修会の実施状況平成 <平成 19 年度>〕

特別支援教育・教育相談研修会	6回	延157人
特別支援教育コーディネーター研修会	5回	延 90人

（４） 特別支援学級における取組

① 特別支援学級の設置運営

- 本市では、別表のとおり 6 つの障害種別ごとに 8 校 12 学級を設置運営し、133 人の児童生徒が学んでいます。各学級ごとの課題を解決し指導の充実を図るため、特別支援学級設置協議会・学級運営委員会を設置し、管理職・学級担任・市教委との情報交換や協議を行っています。

〔平成 20 年度 特別支援学級の児童生徒数 <平成 20 年 5 月>〕

		小学校			中学校		
固定 学級	知的障害	大野田小・むらさき学級	3 学級	18 人	第四中・群咲学級	3 学級	22 人
		境南小・けやき学級	3 学級	18 人			
	肢 体 不 自 由	大野田小・いぶき学級	1 学級	3 人	第四中・いぶき学級	休級中	—
	病弱・院内	境南小・いとすぎ学級	1 学級	1 人	第六中・いとすぎ学級	1 学級	1 人
通級 指導 学級	難聴	桜野小・こだま学級	1 学級	5 人	第一中・エコールーム	1 学級	5 人
	言語障害	桜野小・こだま学級	1 学級	17 人			
	情緒障害	桜野小・こぶし学級	3 学級	21 人	第二中・こぶし学級	2 学級	12 人
		第四小・はなみずき学級	2 学級	12 人			

② 個別指導計画と個別の教育支援計画

- 特別支援学級に通学する全ての児童・生徒には個別指導計画を作成し、保護者の意向を踏まえ個に応じた指導の指針としています。個別の学習と集団での学習を取り入れ、基礎学力の定着を図っています。また、個別の教育支援計画については、特別支援学級において保護者の希望に応じて作成しています。

- ◆ 知的障害（固定）学級には、知的発達障害や特別支援学校からの転学など幅広い個別支援の対応が求められ、教育課程の編成など指導方法の見直し検討が必要になっています。

- ◆ 情緒障害等通級指導学級（中学校）では、基準指導時間では改善が困難な生徒に対する指導の在り方について毎日通学できる新たな学級の検討が必要になっています。

③ 交流及び共同学習

- 知的障害学級及び肢体不自由学級では、児童・生徒の実態や希望に応じて通常の学級との交流及び共同学習を積極的に取り組んでいます。
- 知的障害学級は、合同移動教室や遠足などの小学校間の合同行事を、また、小・中学校の連携事業として、外国語活動での学習交流や中学校訪問など特色ある取組を展開しています。
- ◆ 通常の学級との交流は、特別支援学級からの一方的な交流になりやすいため、相互にとって意味ある交流になるような工夫が求められます。

④ 通常の学級への支援

- 特別支援学級担任は、特別支援教育コーディネーターを担当し、日頃のノウハウを生かした指導上の助言など学級担任への支援を行っています。
- 通級指導学級では、通級している児童・生徒にとって安心して過ごせる学習環境の工夫など、在籍校の学級担任に対し具体的な助言を行い、連携を深めています。

⑤ スクールバスの運行

- 特別支援学級（固定）や、情緒障害等通級指導学級に通学する児童の通学を支援するため、スクールバスを運行しています。
- ◆ 通級指導学級は、利用者の増加や年度途中からの利用によるバス路線の組み換えなど対応が難しくなっており、今後の利用状況によって運行方法の見直しが必要になります。

（５）特別支援学校における取組

① 副籍制度

- 特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の多くが副籍制度を希望しています。現在、児童・生徒、保護者の要望や学校の実態を踏まえて、学校だよりの交換や行事参加などの交流を進めています。

〔都立特別支援学校に在籍する児童・生徒数と副籍制度申込者数 〈平成 20 年度〉〕

学校名		小学校	中学校	計
知的障害	小金井特別支援学校	12 人(8 人)	11 人(5 人)	23 人(13 人)
	石神井特別支援学校	—	6 人(4 人)	6 人(4 人)
	調布特別支援学校	—	2 人 (—)	2 人 (—)
肢体不自由	小平特別支援学校	3 人(2 人)	6 人(4 人)	9 人(6 人)
ろう	立川ろう学校	2 人(2 人)	1 人(1 人)	3 人(3 人)
	中央ろう学校	—	1 人(1 人)	1 人(1 人)

② エリアサポート校の支援

- 本市のエリアサポート校として小金井特別支援学校が指定されています。特別支援学校のコーディネーターが本市の学校などを訪問し、特別支援学校のノウハウを生かし、教材の選定や指導方法について教員の目線に立った学校支援が行われています。

Ⅲ 今後の取組

1 計画の基本理念

【計画の基本理念】

願いをつなぎ・支援をつなぎ・夢につなぐ武蔵野市の特別支援教育

保護者・園・学校そして関係機関との切れ目のない連携づくりのもとに、

幼児・児童・生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、その能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した適切な指導及び必要な支援を通して、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共に生き、共に育ち、支え合う共生社会の実現に寄与する

武蔵野市の特別支援教育を推進します。

2 基本的な考え方

【基本的な考え方】

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸長するために、一人一人の教育的ニーズに対応した専門的な指導の充実を図ります。そのために幼児・児童・生徒、保護者等のニーズを把握し、そのニーズを反映した学級での指導・支援、学級をサポートするための専門家スタッフや派遣相談員等を活用した学校の体制づくり、通級指導教室担当者による学級等の指導・支援、及び教員の特別支援教育に関する専門性や指導技能の向上を図る研修の推進に努めていきます。

(2) 理解促進への取組の充実

これまでも児童・生徒、保護者、地域の人々及び全教職員に対する理解促進の充実のために、市教育委員会や教育支援センターにおける特別支援教育に関する理解啓発資料等の作成・配布、講座の実施などを通して市民への理解啓発に努めてきました。今後は、これらに加えて、一層の児童・生徒相互による交流及び共同学習の推進、教育支援センターの相談機能の充実、母子保健相談を通じた保護者理解の促進、教育課題研究開発校による実践情報の発信等、より具体的な理解啓発に努めていきます。

(3) 新たな連携体制の整備

生涯にわたり、様々なニーズをもつ幼児・児童・生徒やその家族が安心して暮らし、学べることができるよう、発達段階に応じた適切な情報提供、及び一人一人の気持ちをくみとる場や相談できる場の提供等、相談体制を整備していきます。また、入園、入学、転校、卒業などによって途切れることのない指導・支援やその間の教育、保健、福祉、医療や市の関係機関における連携した支援に努めていきます。

(4) 特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育を推進・展開していくための通常の学級や特別支援学級それぞれの役割を明確にするとともに、相互の指導連携を深めていくための特別支援学級及び効果的な整備のあり方を検討します。また、特別支援教育施策の進捗状況を点検し、充実を図るために、保護者、学校、関係機関など様々な立場からの意見が反映できる等、特別支援教育推進協議会組織の見直しを行い、現実を見据えた改善に結び付く体制整備に努めていきます。

3 具体的な取組

I 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

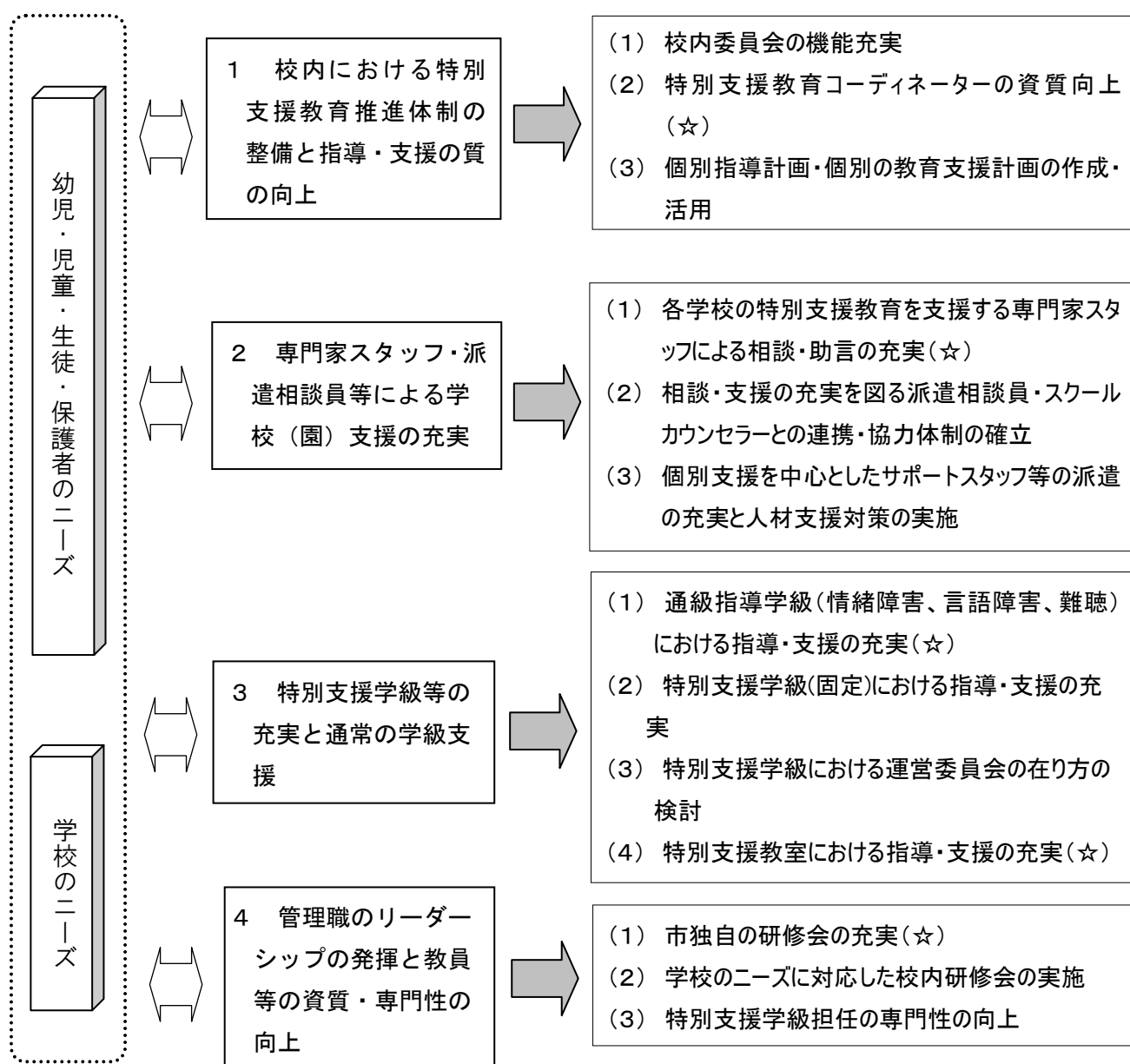
〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その1―〕

◎ 一人一人の幼児・児童・生徒の特別な教育的ニーズへの対応の更なる充実を図っていくために、次の取組の観点に基づいて、各事業を推進していきます。

- ◆校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上
- ◆専門家スタッフ等による学校支援の充実
- ◆特別支援学級等の充実と通常の学級支援
- ◆管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上等

に向けての施策の推進が求められています。

(☆) は重点事業



1 校内における特別支援教育推進体制の整備と指導・支援の質の向上

学校としては、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実するために、管理職のリーダーシップの発揮の下、特別支援教育を視野に入れた学校経営を行っていくことが必要となります。特に、全校的な支援体制を確立し、組織として十分機能するような取組が重要となります。

そのためには、児童・生徒の実態の把握や支援方策の検討等を行うための校内委員会の機能の充実、校内の特別支援教育推進の連絡調整、相談窓口等の役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上、一人一人に応じた個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用が求められます。

(1) 校内委員会の機能充実

- ① 学校としては、個々のニーズに応じた支援を充実するために、組織として十分機能するような校内委員会を設置し、この会を中核として児童・生徒の状態の把握と支援方法の具体化、個別指導計画の作成、全教職員の共通理解を図るための研修の推進、学校の支援者である専門家スタッフや派遣相談員、関係機関等との連携について検討し、その充実・推進を図っていきます。

(2) 特別支援教育コーディネーターの資質向上(☆)

- ① 各学校の特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の活性化、専門家スタッフ等や関係機関とのより緊密な連携推進等の役割を果たすとともに、定期的な研修等を通じて、資質の向上に努めます。
- ② 市教委は、特別支援教育コーディネーターの役割推進マニュアルの作成（支援ヒント集）や連絡会等での実践的な研修の実施をします。連絡会の開催に当たっては、特別支援教育コーディネーターのアンケート（要望、困り感等）などを反映した協議課題の設定や課題解決の具体策に関した講義などを工夫していきます。
- ③ 市教委は、市内の、特別支援教育コーディネーターの複数配置における役割や分担のあり方等の事例を整理し、その情報提供を基に、複数配置の効果的なあり方について学校と共に考え、進めていきます。
- ④ 校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、その役割を教職員や保護者に確実に伝えらるとともに、その役割や専門性が効果的に発揮できる環境や職務のバランスを配慮するなど、組織的に機能するよう働きかけることが大切になります。また、平素から、特別支援教育コーディネーターからの連絡や相談を受ける場を持つなどして、助言・支援を行える体制を整えておくことも必要となります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別支援教育コーディネーターの役割推進マニュアルの作成・配布・普及	・作成 ・配布	・研修・普及	・充実		

(3) 個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用

- ① 学校としては、個々のニーズを具体的に把握し、それらに応じた適切な指導及び必要な支援の充実を目指して、個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に努めていきます。その際、特別な教育的ニーズをもつ幼児・児童・生徒や保護者の要望、希望等にも耳を傾け、さらに専門家スタッフ、派遣相談員の助言も併せて考慮し、個々のニーズに応じた指導や支援を工夫していきます。

- ② 特別支援学級設置校では、特別支援学級の児童・生徒の個別の教育支援計画の作成に当たっては、各学校において、関係者（医療、療育、福祉、相談機関等）による支援会議を設置し、そこでの協議のもとに作成します。なお、作成のノウハウや作成の成果については、通常の学級での個別の教育支援計画作成やその普及に反映していきます。また、特別支援学級での個別の教育支援計画の作成に当たっては、ハビットの支援人材（理学療法士、作業療法士などの専門療法士）の派遣・活用についても検討していきます。
- ③ 市教委は、特別な教育的配慮が必要と思われる全ての児童・生徒に対して、計画的な支援が行われるよう、チェックリスト等を活用した各種研修会等を充実し、個別指導計画等の作成・活用を促進していきます。また、特別支援学級から着手する個別の教育支援計画の作成に向けては、その作成過程で必要となる関係者（医療、療育、福祉、相談機関等）の連携による支援会議の仕組みを検討していきます。
- ④ 市教委は、各学校に個別指導計画更新及び集約のための手順や形式について検討し、伝えるとともに、個人情報の保護、保管管理についての徹底をします。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
個別指導計画の作成・実施	・通常の学級での一部実施	・実施	・更新・活用		
個別の教育支援計画の作成・実施	・特別支援学級での検討・試行・実施		・充実 ・実施		

2 専門家スタッフ・派遣相談員等による学校（園）支援の充実

市教委として、各学校のニーズに応じた適切な助言・支援を実施していくためには、定期的に学校を訪問する専門家スタッフ・派遣相談員等の配置及び学校との有機的・効果的な連携体制の構築をしていくことが必要となります。学校との連携・協力を通して、障害の状態の的確な把握、障害に応じた適切な指導内容・方法等についての機動的かつ柔軟な助言・支援が可能となるからです。

一方、児童や学級の状況に応じて、児童の在籍する学級を支援するサポートスタッフ(SS)・ティーチングアシスタント(TA)等の人材の確保とその研修が課題となっています。

(1) 各学校の特別支援教育を支援する専門家スタッフによる相談・助言の充実(☆)

- ① 専門家スタッフによる定例の学校訪問においては、個別の児童・生徒観察や学級全体の授業観察などをもとに、学級担任への指導方法や内容の具体策等についての相談・助言を行います。
- ② 専門家スタッフによる夏季休業期間中の学校訪問においては、各学校で個々の教員の要望に応じた個別相談の機会や校内研修会においての障害の特性に応じた指導内容・方法、校内の支援体制、保護者との連携の実態等についての研修の場を計画するなど、その活用の工夫が重要となります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
専門家スタッフによる相談・助言の充実	・派遣拡充	・充実			

- ③ 各学校は、専門家スタッフの訪問指導時には派遣相談員やスクールカウンセラーも同席するな

ど、専門家スタッフを中心に関係者と連携を図りつつ、支援を行う体制づくりについて推進していきます。

(2) 相談・支援の充実を図る派遣相談員・スクールカウンセラーとの連携・協力体制の確立

- ① 学校（園）は、保護者面談等の際に、状況に応じて派遣相談員の同席を配慮するなど、幼児・児童・生徒の実態や支援に関する保護者への理解を深めたり専門的なアドバイスをしたりできるように努めていきます。
- ② 学校は、派遣相談員やスクールカウンセラーの相談日を日頃から周知し、児童・生徒や保護者が必要に応じた相談が行えるようにしていきます。その際、保護者等の状況に応じて相談日・時間等も配慮していくよう努めていきます。
- ③ 市教委は、派遣相談員・スクールカウンセラーの各連絡会を通して相互の情報交換を図るなど、児童・生徒への一貫した心理面の相談を行うとともに、保護者面談など教育相談の充実を図っていきます。また、派遣相談員等が学校における外部機関との相談調整役を果たせるよう研修の充実を行っていきます。

(3) 個別支援を中心にしたサポートスタッフ等の派遣の充実と人材支援対策の実施

- ① 市教委は、学習面や行動面における個別の支援や入学当初の学級支援を視野に入れた支援を充実するために、学生や地域の人材の派遣の充実とその確保と質の向上を図っていきます。そのために、サポートスタッフ連絡会の定期的実施や専門家スタッフ等によるアドバイス、ケア等の機会の設定や事前研修や夏季研修等の実施による資質の向上や悩み相談の機会の設定をしていきます。
- ② 保育園・幼稚園の生活から小学校の生活への円滑な接続を図る体制づくりの一環として、新1年生のある期間、ティーチングアシスタント（TA）等の拡充配置等、学級担任との協力支援システムを検討していきます。
- ③ 学習面で困難さがある児童・生徒に対し、教員免許を有する学習指導員が担任のニーズや学級の実態に応じて、個別指導やチームティーチング（TT）方式での支援に努めます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域支援人材の育成と活用	・育成・派遣の仕組みの検討	→	・試行・周知	・実施	→

3 特別支援学級等の充実と通常の学級支援

特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学級は、これまでの特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種別に対応することのできる体制づくりや研修の場を充実するなど継続的に専門性の向上に努めることが大切になります。

また、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の拠点学級として巡回指導などを通して通常の学級の支援をしていくことなどが求められています。

(1) 通級指導学級(情緒障害、言語障害、難聴)における指導・支援の充実(☆)

- ① 通級指導学級は、相互の学級運営委員会や授業研究会等を活用し、発達障害等児童・生徒の個

別の教育的ニーズに応じた指導内容・指導方法などを研究し、その成果を在籍校での支援に活用するなど連携した指導を目指します。

- ② 情緒障害学級は、特別支援教育の地域拠点として位置づけ、指導上のノウハウを生かした通常の学級への巡回指導を検討します。また、言語障害学級や難聴学級においては、通常の学級の要望に応じて、その専門性を生かした児童・生徒の言語や聞こえに関する状況の理解や指導方法等の支援などに連携・協力していきます。
- ③ 通級指導学級における小学校入学後の早期利用を図るため、保護者の意向や児童の就学前の実態把握を踏まえて就学支援委員会と連携した通級指導利用システムの改善を図ります。あわせて、中学校進学後の早期支援や通級指導利用期間中における退級の在り方についても検討します。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
情緒障害学級の地域拠点としての位置付けと巡回指導の検討・実施	・検討・試行	→	・一部実施	・実施 →	→

(2) 特別支援学級(固定)における指導・支援の充実

- ① 特別支援教育の対象となる児童・生徒の増加や対象児童・生徒の幅広いニーズ等に応えるために、現在の知的障害学級における指導内容の検討・改善等を基本とした「知的・発達障害」の指導やその学級経営の在り方に関する検討委員会を立ち上げ、研究していきます。また、その指導法を生かして通常の学級への支援に反映できるようにします。
- ② 一人一人の生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導が大切になります。特別支援学校の高等部等との連携を図り、生徒や保護者のニーズに応える情報提供、進路相談の充実を図ります。
- ③ 小学校の肢体不自由学級（いぶき学級）については、この数年在籍児童数が少ない、また、在籍児童の学年も異なる状況があるため、学級での学習や活動の工夫をするとともに、むらさき学級や通常の学級との交流及び共同学習の充実を図ります。

なお、中学校の肢体不自由学級は、平成13年以来休級扱いとなっているため、小学校の肢体不自由学級の児童数の動向も踏まえ、閉級を含めた在り方を検討する必要があります。

- ④ 武蔵野赤十字病院内に設置されているいとすぎ学級（病弱・身体虚弱学級）は、都内でも数少ない院内学級として、本市はもちろん近隣自治体から入院した児童・生徒に対し、学習指導や生活指導、進路指導など病児への支援の充実に努めているところです。今後は、これまでの病児支援のノウハウを生かし、通常の学級に在籍する長期入院中の児童・生徒への学校のかかわり方に関してのマニュアルづくりなど、その支援の在り方についての情報提供に努めていきます。

(3) 特別支援学級における運営委員会の在り方の検討

- ① 各特別支援学級の継続的な専門性の向上を図るために、定期開催の運営委員会の内容に、各学級における指導や教材の工夫・開発等について、相互に報告・研修し合う場を設定していきます。
また、指導や教材の工夫・開発等の過程においては、特別なニーズを必要とする幼児・児童・生徒の保護者の情報を積極的に取り入れていくよう努めていきます。
- ② 市教委は、特別支援学級の全体研修や学級相互の授業研究会を企画し、各学級における指導や

教材の工夫・開発等について、相互に報告・研修し合う場を設定します。

(4) 特別支援教室における指導・支援の充実(☆)

- ① 市教委は、モデル事業実施校3校へのエリアサポート校による定期的な指導支援、モデル校3校における定期的な連絡会における支援情報の交換や講師による具体的な相談や助言の実施などにより、各教室の指導・支援の充実を図っていきます。そのために、特に連絡会では、担任との連携による指導目標の設定や達成の手立ての検討、事前・事後の打ち合わせと児童や保護者へのフォロー、児童の在籍学級の学級経営の在り方などについての協議を深めていきます。
- ② 年度ごとにモデル事業実施校での成果や課題を整理し報告するなど、市内各校の特別支援教育推進や各学校における特別支援教室設置に向けての情報提供をしていきます。

4 管理職のリーダーシップの発揮と教員等の資質・専門性の向上

管理職は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、校内の体制整備や、組織として十分に機能するよう教職員への働きかけが重要となります。また、管理職及び教職員は、特別支援教育に関する指導・支援が、幼児・児童・生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを自覚し、常に認識を新たにする研修・研究に努め取り組んでいくことが求められています。そのために、各学校は校内での研修の場の設定を、また、教育委員会は、教職経験や職層に応じた研修の場を計画的に設定していく必要があります。

(1) 市独自の研修会の充実(☆)

- ① 市教委は、夏季休業中等に、教職経験や職層（初任者、経験教員、特別支援教育コーディネーター、管理職）に応じ、特別支援教育の視点に立った学校経営、学級経営、校内の協力体制、指導内容・方法、保護者との連携等についての研修会を設定します。
- ② 特別支援教育コーディネーター小委員会を組織し、連絡会の内容検討、各種マニュアルの作成プランの作成、作成したマニュアルを活用した研修内容等について具体策を検討するなど、特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を支援していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
・教職経験や職層に応じた研修会の実施	・実施	・充実			→

(2) 学校のニーズに対応した校内研修会の実施

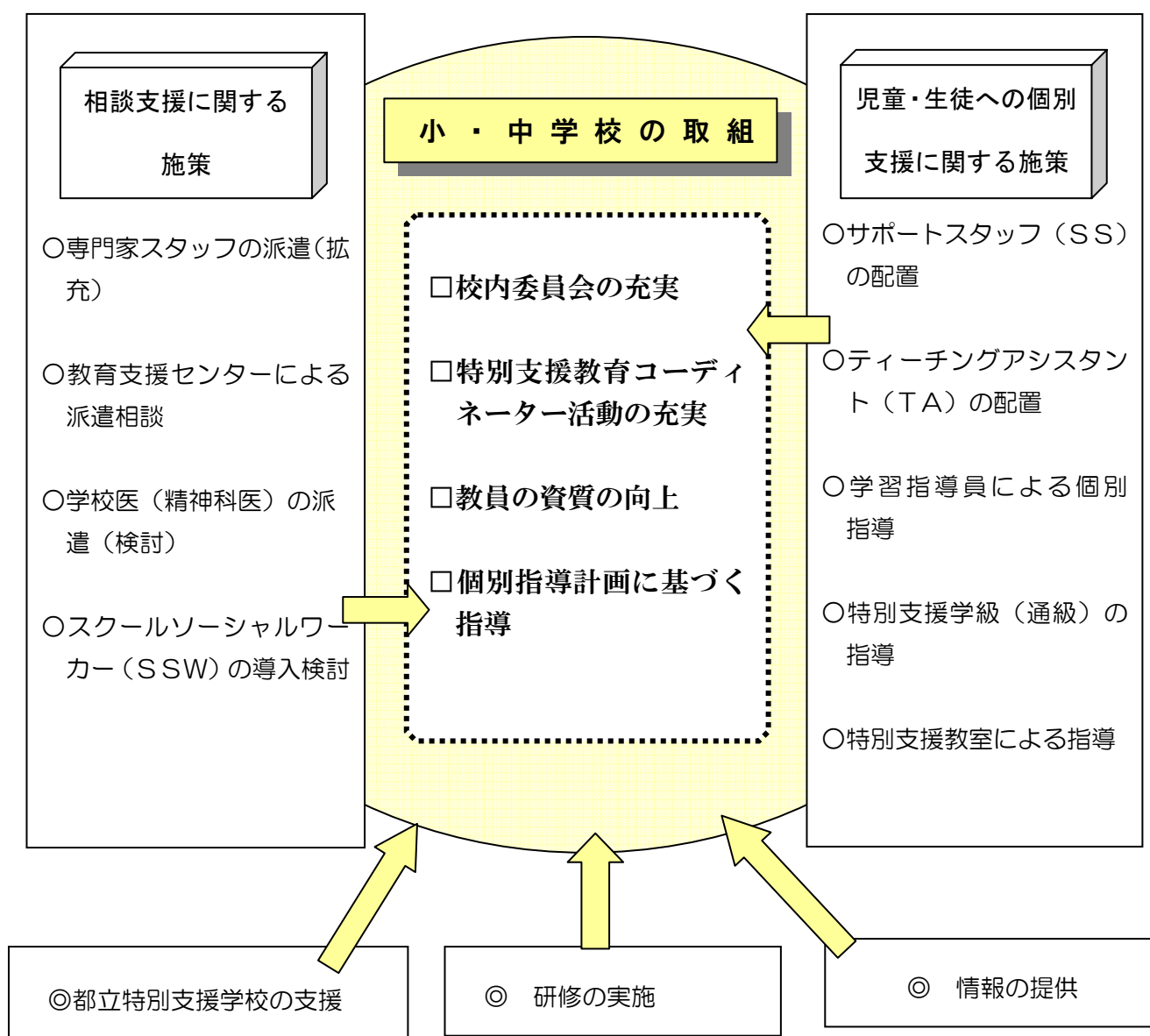
- ① 専門家スタッフによる夏季休業期間中の学校訪問においては、専門家スタッフによる個々の教員の要望に応じた個別の指導・助言の機会や校内研修会においての障害の特性に応じた指導内容・方法、校内の支援体制、保護者との連携の実際等についての研修の場を検討していきます。
(再掲)
- ② 市教委は、各学校の校内委員会の役割の充実、計画的な運営・実施、特別支援教育に関する校内委員会や研修会等の効果的な運営、保護者、校内関係者と連携した個別指導計画の作成、専門家スタッフ・派遣相談員等の活用と方法等のマニュアルの作成（支援ヒント集）や特別支援教育コー

ディネーター連絡会における実践的研修の工夫を図っていきます。

(3) 特別支援学級担任の専門性の向上

- ① 市教委は、特別支援学級の全体研修や学級相互の授業研究会を企画し、各学級における指導や教材の工夫・開発等について、相互に報告・研修し合う場を設定します。この場合、特別支援教室の指導員への参加についても配慮をしていきます。
- ② 市教委は、特別支援学級や在籍校担任を対象とした全体研修を企画し、各学級における指導や教材の工夫・開発について、相互に報告・研修し合える場を検討します。なお、研修等にあたり「個の支援から学級支援の視点」を視野においた内容も考慮していく必要があります。
- ③ 特別支援学級における定例運営委員会に、研修の場を設定し、子どもの状況に応じた指導や教材の工夫、保護者及び介助員との連携等について情報提供、協議を深めていきます。また、相互の授業研究会の設定を工夫し、授業を通じた研修を深めていくことが重要です。

【小・中学校における特別支援教育に関する支援施策イメージ】

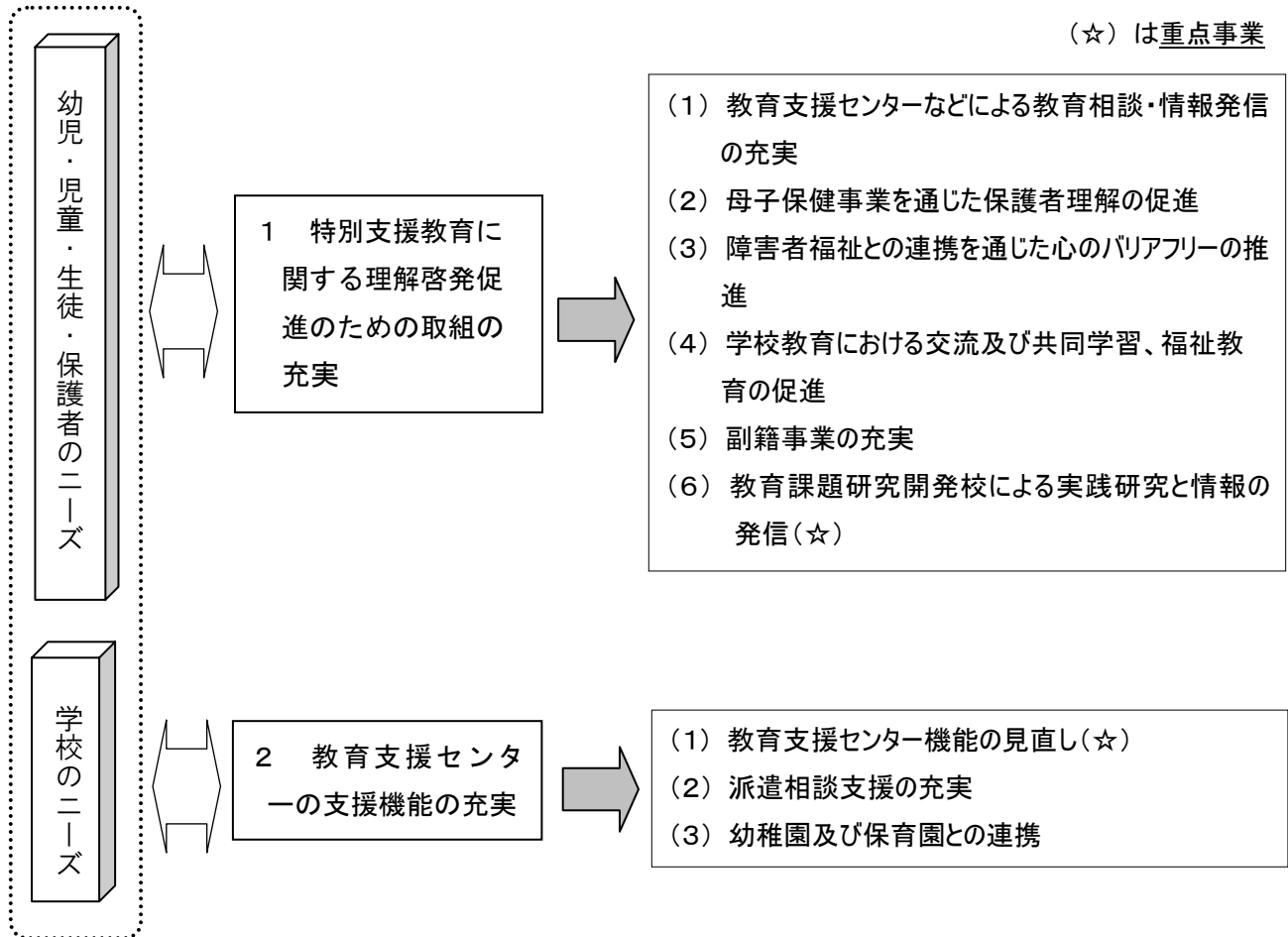


Ⅱ 理解促進への取組の充実

〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その2―〕

◎ 理解促進への取組の充実を図っていくために、次の取組の観点に基づいて、各事業を推進していきます。

- ◆特別支援教育に関する理解啓発促進のための取組
- ◆教育支援センターの支援機能の充実等



1 特別支援教育に関する理解啓発促進のための取組の充実

特別支援教育は、これまでの心身障害教育に加え、小・中学校の通常の学級において行動面や学習面で特別な支援を必要とする児童・生徒もその対象として含むことになります。今後、社会全体で特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒等のライフステージに応じた適切な支援をしていくことができるよう、地域リハビリテーションの理念を踏まえて教育や子育て・福祉部門等の関係機関、教育支援センター、保護者等が密接な連携を図り、小・中学校の通常の学級の担任や保護者、児童・生徒を始めとして、広く市民への理解啓発を促進する必要があります。

(1) 教育支援センターなどによる教育相談・情報発信の充実

- ① 市教委や教育支援センターは、特別支援教育の正しい理解と啓発ためのリーフレットや教育支援センター便りの発行します。それを、保育園や幼稚園、学校、地域等において活用します。

- ② 地域療育相談室「ハビット」などの発達に関する療育相談支援との連携により、保護者への早期からの適切な相談支援の実施や理解・啓発を図るとともに、保護者からの子育ての工夫や経験を学ぶ機会を設けるなど、子育ての不安軽減や発達支援への協働につなげていきます。
- ③ 教育支援センターは保護者のニーズに応え、武蔵野市の取組や特別支援教育、発達障害に関する講演会を実施し、保護者の理解啓発を図り子育て支援の役割を担うように努めます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教育支援センター便り	・配布 ・普及		順次、改善	・充実	
特別支援教育の理解啓発のリーフレット	・作成、配布	・幼・保にも順次配布		・順次、改善	・充実
講演会	・開催				

(2) 母子保健事業を通じた保護者理解の促進

- ① 地域療育相談室「ハビット」は、発達に何らかの障害がある子どもへの地域における継続的な療育相談支援体制を整備し、母子保健事業を通じた多職種によるチームアプローチ方式で早期から保護者の不安軽減を図るとともに、発達支援のパートナーとしても保護者等と協働していきます。

(3) 障害者福祉との連携を通じた心のバリアフリーの推進

- ① 障害のある人が、地域で生き生きと暮らし、社会参加を促進するためには、地域社会全体で、偏見や差別をなくし、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- ② 市民一人一人に障害に対する理解を促す取組はもとより、すべての人の人格と個性が尊重されるよう、障害のある人や多様なニーズをもつ人々への理解を深めるために、その体験や生き方に耳を傾ける機会や作品の展示などを通して、直接的、間接的にふれ合い、相互理解の促進を図ります。

(4) 学校教育における交流及び共同学習、福祉教育の促進

- ① 特別支援学級設置校では、障害の有無にかかわらず、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあることを踏まえ、交流及び共同学習を組織的・計画的・継続的に実施していきます。
- ② 各学校においては、人間の多様性や障害に関する理解と認識を深めるために、学年の発達段階に応じて、当事者からの話を聞いたり、その生き方を少しでも感じられるように、例えば車椅子や点字の学習、高齢者施設や様々な職場訪問を実施したりするなどの福祉教育を推進していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
福祉教育の充実	・実態把握調査	・普及	・充実		

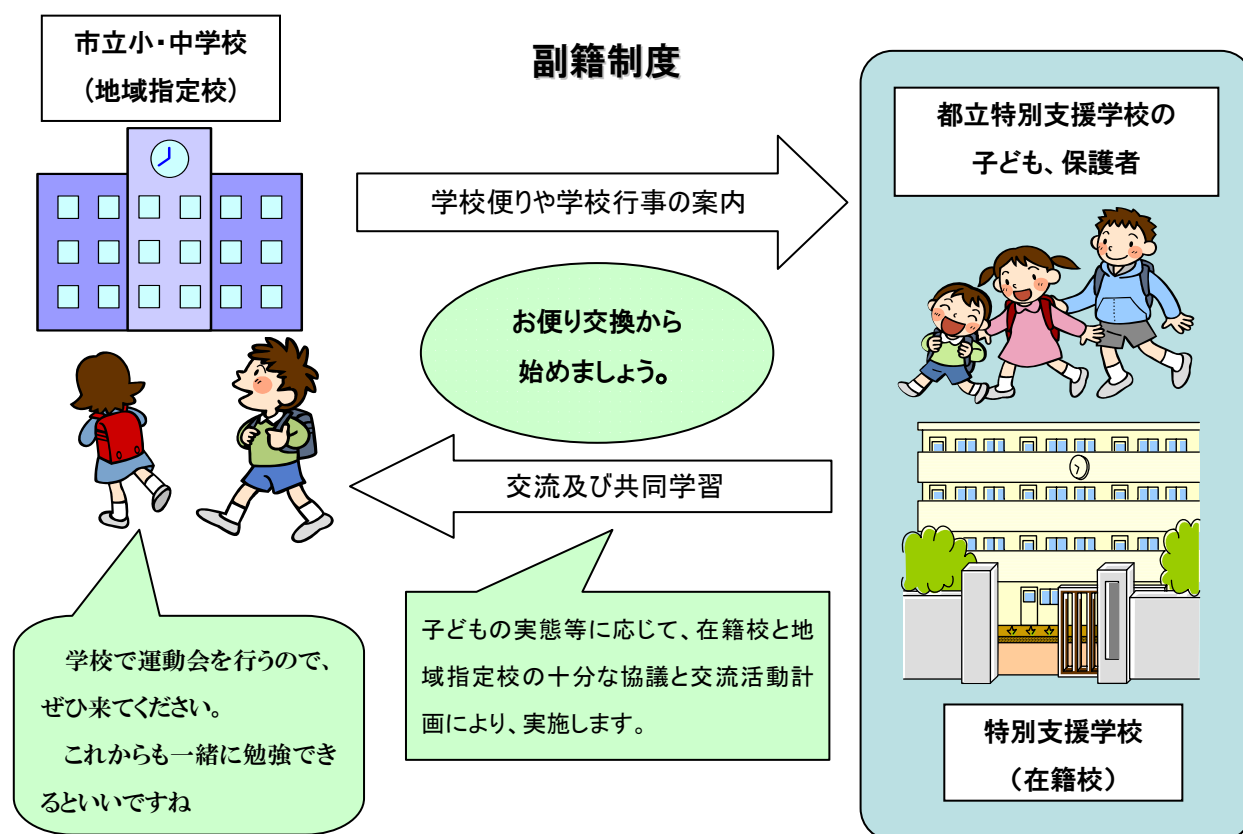
- ③ 教育的支援を必要とする子どもの課題や状態を考慮しての働きかけ、存在感を実感できる学級づくり、児童・生徒相互の好ましい人間関係の育成、周囲の児童・生徒たちへのかかわりなど、特別支援教育の視点に立った学級経営の在り方について、教育課題研究開発校の研究課題の一つとして取組を進め、その成果や課題を各学校に情報提供していきます。

- ④ 「特別支援学級紹介・作品展」において、より多くの方々に参観していただけるよう広報活動を充実するよう努めます。

(5) 副籍事業の充実

- ① 各小・中学校は、学区域に居住し、都立盲・ろう・特別支援学校に通学している児童・生徒・保護者宛に学校だよりや学校公開、学校行事等の案内を届けたりするなど、積極的な情報発信をして、相互理解につながるよう努めていきます。
- ② 都立盲・ろう・特別支援学校に通学している児童・生徒・保護者が、直接的な交流を望む場合は、本人の希望や障害の状況、地域指定校の学校の状況を考慮しつつ、学校行事で交流したり、在籍する児童・生徒と共に活動したりできる場や機会を設けます。同じ地域に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場になると考えます。

【副籍制度のイメージ図】



(東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画より作成)

(6) 教育課題研究開発校による実践研究と情報の発信(☆)

- ① 教育課題研究開発校は年間を通して定期的な授業公開を行い、特別支援教育の視点に立った通常の学級の指導や特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習など実践的な研究を進め、教育課題研究開発校の学校だよりやホームページ、研究便り等を通して、保護者や各学校に成果を広めます。
- ② 教育課題研究開発校は研究発表会を行い、2年間にわたる特別支援教育を視点にした指導方法

や学習環境の整備などについて、実践研究の成果を具体的に各学校、家庭、地域に発信し、その普及に努めるようにします。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教育課題研究開発校による実践研究情報の発信	・研究発表	・新たな研究開発校の指定・研究・研究発表	—————▶	・普及・拡大	—————▶

2 教育支援センターの支援機能の充実

特別な支援を必要とする児童・生徒等のライフステージに応じた適切な支援をしていくためには、教育や子育て・福祉部門等、各関係機関との相談・連携体制の構築が重要になります。その方策の一つとして、教育支援センターを地域における相談・連携の中核機関の一つとして、その機能を強化し、市における連携システムを切れ目のない一貫性のあるものにしていくことや市民の多様なニーズに応じ、気軽に相談のできる体制づくりをしていくことが大切になります。

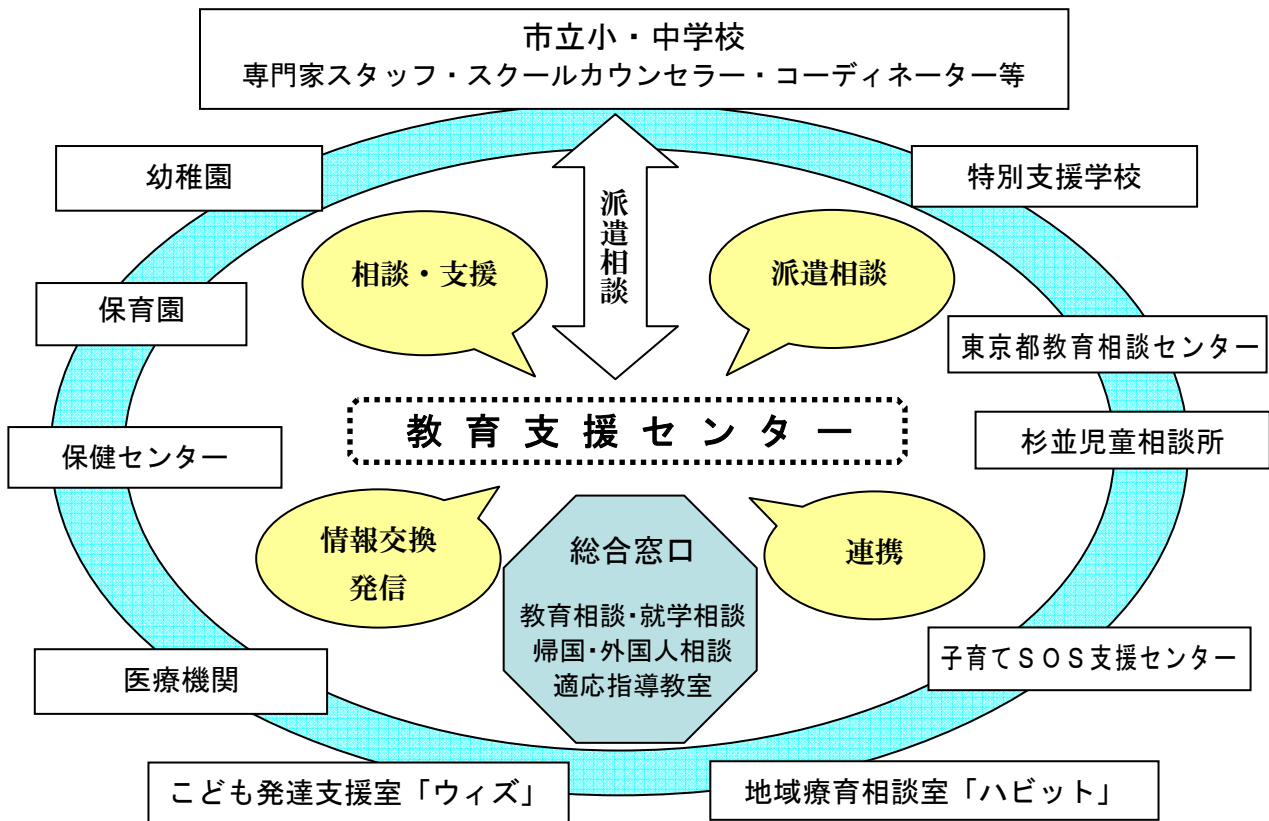
また、学校からの期待の高い派遣相談員による、スクールカウンセラー等と連携した児童・生徒、保護者等へのサポートの充実、さらには各校の特別支援教育コーディネーターと共に関係機関との相談・調整役を果たすことなど、その役割がますます重要になってきています。

(1) 教育支援センター機能の見直し(☆)

- ① 乳幼児期から就学までを見通した的確な情報提供を実施するために、子育て相談、教育相談、帰国・外国人相談などの組織や機能の強化・見直しを行い、総合窓口化を図ります。そして、各関係機関を総合的・調整的につなぎ保護者の理解の得られる相談を実施します。
- ② 市民の多様なニーズに対応し、相談に気軽に行きやすい場所としていくために、夜間相談や土曜日相談等のニーズを把握し、相談時間の拡充を図ります。
- ③ 教育支援センターは、保育所や幼稚園、地域療育相談室「ハビット」などと積極的に相互の連携を進め、情報交換を行い、乳幼児期からの発達障害に関する相談支援を実施していきます。
- ④ 教員の夏季研修やサポートスタッフ（ＳＳ）、ティーチングアシスタント（ＴＡ）の事前研修及び派遣相談員の研修、スクールカウンセラー連絡会の計画的実施などを通して、相談支援に関する人材の資質向上に努めていきます。
- ⑤ 市内の特別教育支援にかかわるリソースを情報収集し、校内委員会やセンター便りで情報を積極的に発信していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
教育支援センター機能の見直し	・検討	—————▶	・一部試行	・実施・充実	—————▶

【教育支援センターの連携のイメージ図】



(2) 派遣相談支援の充実

- ① 派遣相談員は、実態把握に基づいた児童・生徒や保護者、教員からの継続的な相談の要として、それぞれの状況や要望内容に応じて、専門家スタッフやスクールカウンセラー（SC）、外部機関等との連携を図りながら、市内のリソース情報を提供したり、相談にのったりしていきます。
- ② 派遣相談員による週毎の定期的な学校訪問の機会を通して、個々に学級担任や特別支援教育コーディネーターに対して児童・生徒へのかかわりや指導法をアドバイスしたり、校内委員会や校内研修会の場で発達検査や教室環境の工夫等について助言したりして、日常的に学校支援を行います。
- ③ 教育支援センターの求められている役割を踏まえ、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童・生徒の抱える課題解決に向けて働きかけるスクールソーシャルワーカー（SSW）の導入等、新しい専門職を含めた相談体制の整備について検討していきます。その際、周囲との人間関係の構築や学習のつまづきが克服できないといった状況が進み、不登校に至る事例も少なくないという指摘もあることから、特別支援教育の視点からのスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割の必要性についても、あわせて検討していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
派遣相談員による支援の実施	・検証	・見直し ・試行	・実施・充実	→	→
スクールソーシャルワーカー等相談体制の検討	・検討	→	・試行・実施	・実施	→

(3) 幼稚園及び保育園との連携

- ① 幼稚園からの要請に応じて教育相談や支援を実施するなど、幼児、保護者、教員の相談・支援の要望に応じていくようにします。
- ② 地域療育相談室「ハビット」事業と連携・協力体制をとり、保育園との連携を図ります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園への教育相談の実施 及び保育園との連携	・研究 ・試行	・実施	・充実		

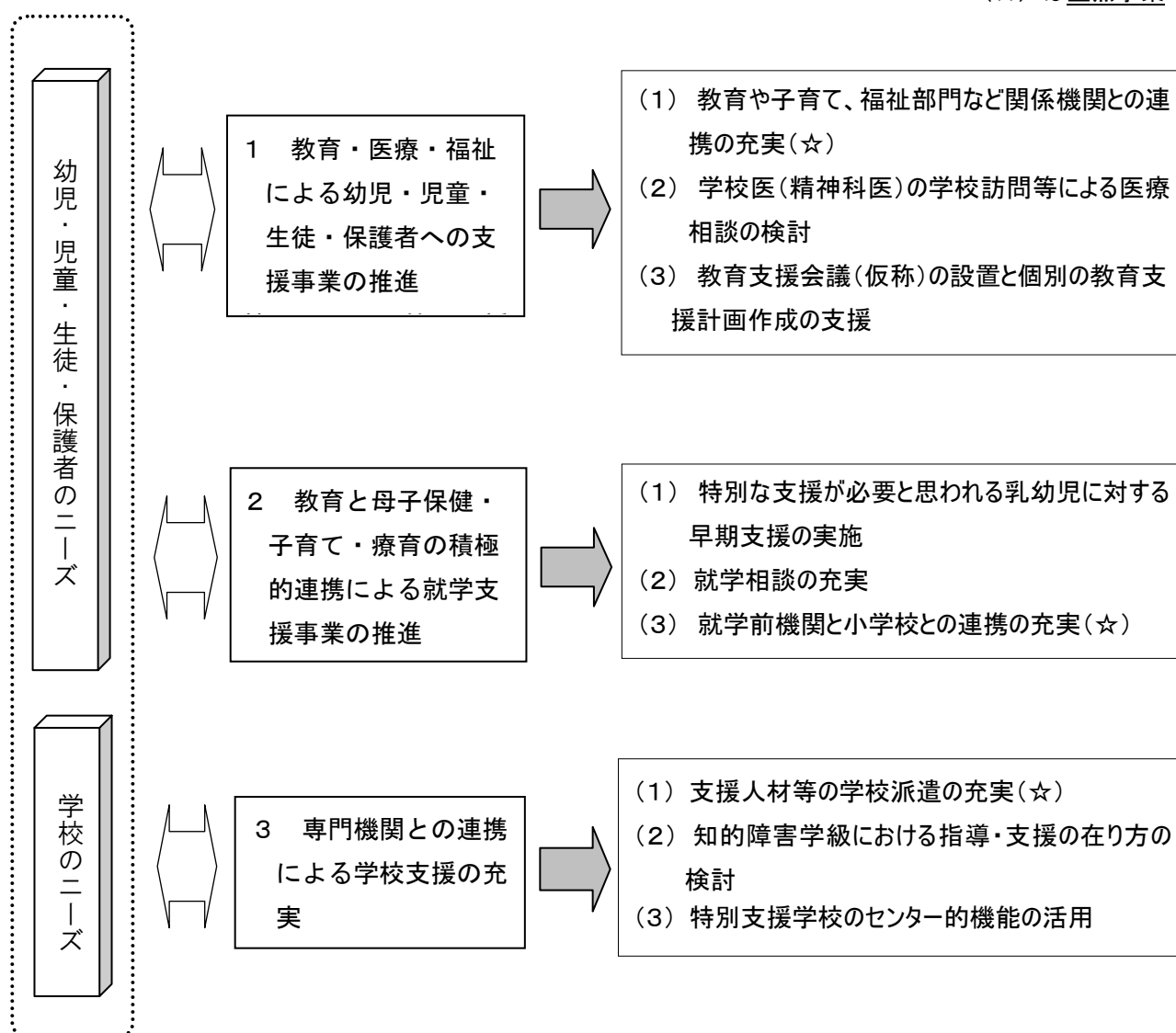
Ⅲ 新たな連携体制の整備

〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その3―〕

◎ 新たな連携体制の整備を図っていくために、次の取組の観点に基づいて、各事業を推進していきます。

- ◆教育・医療・福祉による幼児・児童・生徒・保護者支援事業の推進
- ◆教育と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援事業の推進
- ◆専門機関との連携による学校支援の充実

(☆) は重点事業



1 教育・医療・福祉による幼児・児童・生徒・保護者への支援事業の推進

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の可能性を伸長するためには、教育や子育て、福祉部門などの機関が連携をとりながら幼児・児童・生徒の実態を把握し、その状況に応じた専門的な支援をしていくことが大切になりますが、各機関との連携・支援が十分とは言えない状況にあります。

今後、ライフステージを見通した切れ目のない連携・支援を強化していくためには、教育や子育て、福祉部門など各機関の連携・協力を継続的に行うネットワークの構築が必要となります。

(1) 教育や子育て、福祉部門など関係機関との連携の充実(☆)

- ① 教育や子育て、福祉部門等の関係機関の連携を強化し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒と保護者のニーズを受け止めた切れ目のない支援の体制を検討していきます。
- ② 各種相談窓口や医療機関などを案内したリソースマップを作成し、保護者や学校などに情報提供し、その活用を図ります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
リソースマップの作成・活用	・作成、活用	・普及・拡大	・充実		

(2) 学校医(精神科医)の学校訪問等による医療相談の検討

- ① 学校医(精神科医)の役割について、主治医と学校とのパイプ役、各学校の要請に応じたケース会議への参画と助言、また、医療的な診断・治療が必要な場合における医療機関への橋渡し役などの視点から、検討を図ります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
学校医(精神科医)の学校訪問等	・ルールの作成 システムの検討	・試行、実施			

(3) 教育支援会議(仮称)の設置と個別の教育支援計画作成の支援

- ① 特別支援学級設置校では、特別支援学級の児童・生徒の個別の教育支援計画の作成に当たっては、各学校において、関係者(医療、療育、福祉、相談機関等)による支援会議を設置し、そこでの協議のもとに作成します。なお、作成のノウハウや作成の成果については、通常の学級での個別の教育支援計画作成やその普及に反映していきます。また、特別支援学級での個別の教育支援計画の作成に当たっては、地域療育相談室「ハビット」の支援人材(理学療法士、作業療法士などの専門療法士)の派遣・活用についても検討していきます。

2 教育と母子保健・子育て・療育の積極的連携による就学支援事業の推進

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が地域で健やかに育っていくためには、乳幼児期から学校卒業後まで、一貫して、その時々ニーズに応じたきめ細かな支援が必要となります。しかし、入学や進学、卒業などによって、支援を中心に行う場や人が変わるため、支援の一貫性が十分に確保できていないことがあります。特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒とその保護者に対して乳幼児期から早期相談・支援を行うとともに、関係機関が就学に向けた継続的な支援と就学後も切れ目のない支援を行っていくという視点が重要となります。

(1) 特別な支援が必要と思われる乳幼児に対する早期支援の実施

- ① 3歳児健診等の実施にあたり、支援が必要な乳幼児、保護者に対し、適切な支援情報の提供や相談などを行えるようにしていくため、乳幼児の状況をきめ細かく把握するための健診内容、方法等について検討します。また、他の自治体で先駆的に行われている5歳時健診について、研究を行います。
- ② 相談事業である地域療育相談室「ハビット」と通所施設であるこども発達支援室「ウィズ」の一体的運営により、特別な支援を必要とする幼児と保護者へのサポート体制づくりを目指します。また、保育園の障害児保育と連携した就学相談を実施します。

(2) 就学相談の充実

- ① 学校への就学に向けて、特別な教育的ニーズをもつ幼児・児童・生徒について、保護者の声に耳を傾けながら、最も望ましい教育環境を話し合う就学相談を行っています。相談の中で活用した資料を「就学支援ファイル」としてまとめ、入学先に引き継ぐとともに、幼児・児童・生徒が入学後の学校に適応できているか、課題の解決に向かっているか等の継続的な相談を実施していきます。
- ② 就学時健康診断を就学に向けた教育相談の一環として捉え、保護者の就学に向けた不安や悩み、希望に耳を傾ける場、幼児の成長に関する相談を関係機関へつなぐ場としていきます。また、保育園・幼稚園や療育相談機関と連携した就学支援を行うため、就学支援シートなどの活用を検討します。

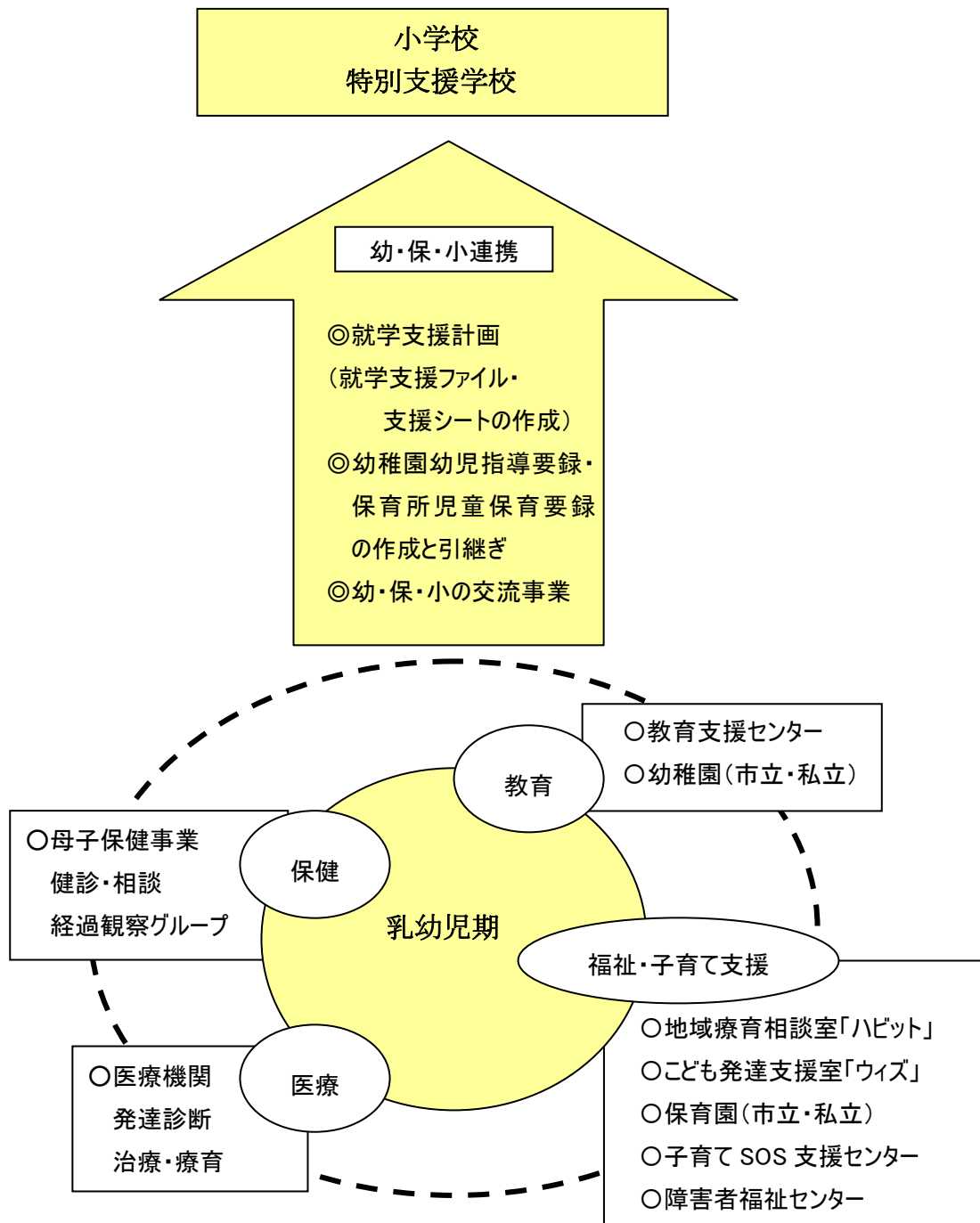
項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
就学支援シートの作成、活用	・シートの作成、活用	・充実			→

(3) 就学前機関と小学校との連携の充実(☆)

- ① 幼稚園が作成している幼児指導要録、平成21年4月より保育所で作成される児童保育要録等を小学校で有効に活用するための方法を検討します。
- ② 就学に向けた幼児・保護者の不安などを解消するため、また、スムーズに小学校生活に入れるよう各小学校単位で幼児・保護者に向けた授業・行事公開、交流活動等、幼・保・小の連携事業の推進を図ります。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録の活用の検討	・検討、活用	・充実			
幼・保・小の交流	・検討、一部試行	・実施	・充 実		

【保健・医療・福祉と教育の連携(幼児期～小学校の連携)イメージ図】



3 専門機関との連携による学校支援の充実

特別支援教育の更なる推進のためには、専門機関との連携は不可欠です。大学や都立特別支援学校などの専門的な助言を受ける仕組みを検討していきます。

(1) 支援人材等の学校派遣の充実(☆)

- ① 児童・生徒への個別支援を行うため、ティーチングアシスタント（TA）、サポートスタッフ（SS）が支援を行っていますが、人材の確保が難しく不足している状況にあります。今後は、さらに大学等と連携を図り、小・中学校へ円滑に支援人材を送り出す仕組み作りを検討していきます。また、支援者に対しても発達障害等に関する理解を深め、適切な支援に結び付くよう人材育成を行う機会を設定していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支援人材等の学校派遣の充実	・大学との協議	・試行			➡

(2) 知的障害学級における指導・支援のあり方検討

- ① 特別支援教育の対象となる児童・生徒の増加や対象児童・生徒の幅広いニーズ等に応えるために、現在の知的障害学級における指導内容の検討・改善等を基本とした「知的・発達障害」の指導やその学級経営の在り方に関する検討委員会を立ち上げ、大学などの専門的な知見などの助言を得て研究していきます。また、その指導法を生かして通常の学級への支援に反映できるようにします。

(3) 特別支援学校のセンター的機能の活用

- ① 地域の特別支援教育のセンター的機能を持つ「エリアネットワーク」のセンター校としての都立小金井特別支援学校と連携し、そこからのコーディネーターの訪問を受け、特別支援教室の運営や通常の学級における特別支援教育に関する指導法のアドバイス、特別支援教育に関する各種関係委員会での指導・助言を通して、その充実を図ります。

IV 特別支援教育推進のための体制整備

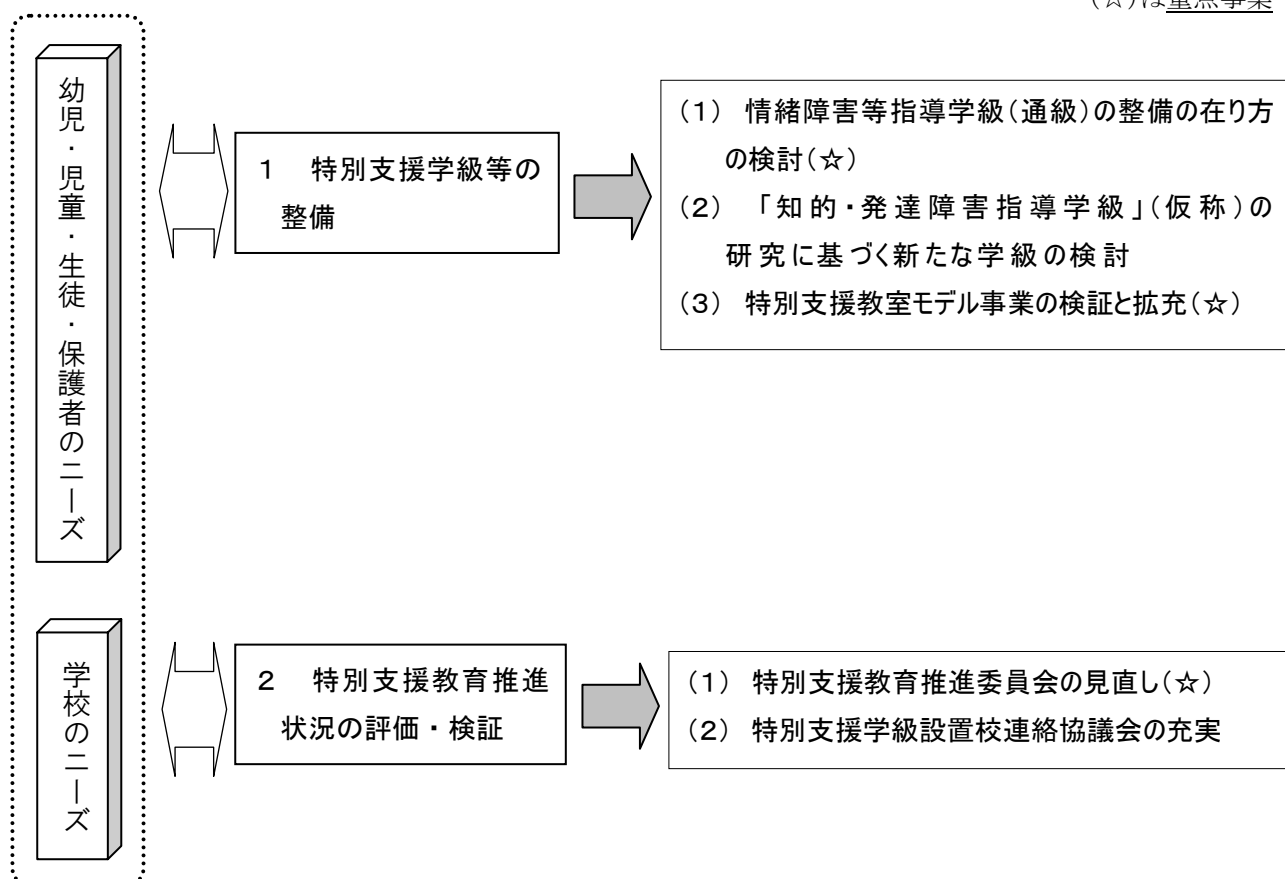
〔特別支援教育推進上の課題と課題解決のための推進事業策 ―その4―〕

◎ 特別支援教育推進のための基盤整備を充実するために、次の取組の観点に基づいて、各事業を推進していきます。

◆多様な教育的ニーズに応え特別支援教育を推進する基盤となる特別支援学級の新たな整備

◆特別支援教育推進計画に関する進捗状況の評価・検証等

(☆)は重点事業



1 特別支援学級等の整備

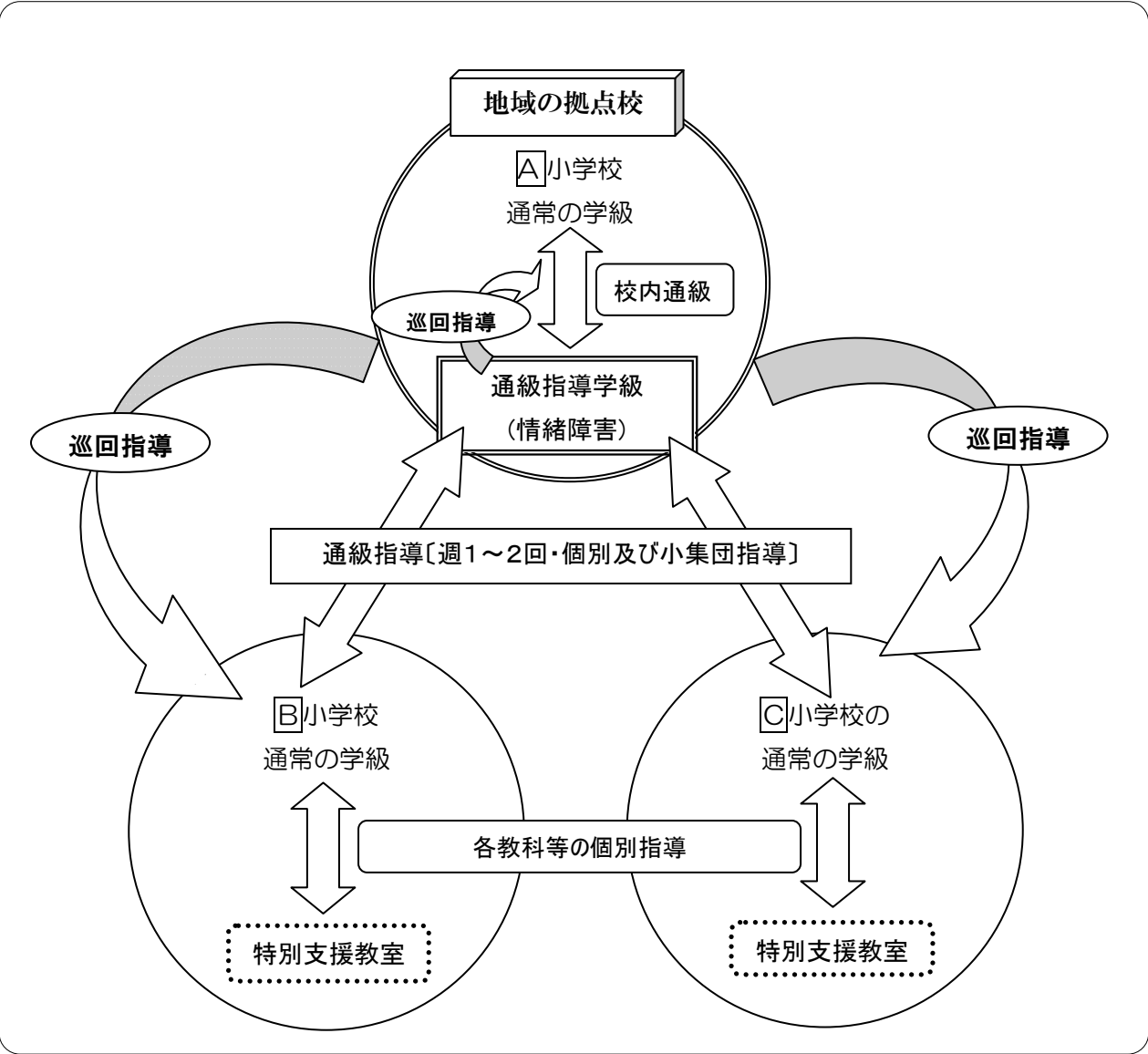
- 小学校における情緒障害等指導学級（通級）の児童数は増加傾向にあり、設置定員を超える見込みの学級もあります。また、情緒障害等指導学級（通級）は特別支援教育の地域拠点としての役割が求められています。通学の利便性も考慮した市内の適正配置の在り方について検討する必要があります。
- 知的障害学級（固定）や情緒障害等指導学級（通級）に通学する児童・生徒の多様なニーズに対応するため指導内容や学級のあり方を研究します。研究の成果を踏まえた、新たな学級形態である情緒障害等指導学級（固定）設置や知的障害学級（固定）の整備の在り方などを検討します。

(1) 情緒障害等指導学級(通級)の整備の在り方の検討(☆)

情緒障害等指導学級(通級)は、通常の学級の児童・生徒の課題の改善や克服を目指しており、在籍校訪問や個別指導計画を作成するなど在籍校担任との連携が不可欠です。こうした連携を通じ、情緒障害等指導学級(通級)がもつ特別支援教育に関する専門性を通常の学級における指導に活用することにより、本市の特別支援教育推進が図られることとなります。今後は、特別支援教育の地域拠点として情緒障害等指導学級(通級)を位置づけ、小・中学校の配置・運営状況や利用ニーズを考慮し、その整備の在り方について検討していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
情緒障害等指導学級(通級)の整備のあり方を検討	・整備の在り方 検討		▶ 開設準備	・開設	▶

【情緒障害等指導学級と特別支援教室の関連イメージ図 - 一つの中学校区を例に -】



(2) 「知的・発達障害指導学級」(仮称)の研究に基づく新たな学級の検討

情緒障害等指導学級（通級）では、規定の週8単位時間指導では対応できず、より多くの指導日数を必要としている生徒もいます。また知的障害学級（固定）には、発達障害による学習面での遅れや集団適応の困難さを抱えている生徒が在籍しています。こうした各学級の児童生徒の状況を踏まえ、指導内容や学級の在り方について研究を進めます。

また、「知的・発達障害学級」の研究の成果を踏まえ、新たな情緒障害等指導学級（固定）の設置や知的障害学級（固定）の整備の在り方について検討していきます。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
知的・情緒指導学級のあり方検討	・検討会設置	・新たな学級の検討			

(3) 特別支援教室モデル事業の検証と拡充(☆)

平成20年度小学校3校で実施しているモデル事業では、個別の指導により、基礎学力の理解・定着や学習意欲の向上など一定の成果が報告されています。今後、本格実施に向けてモデル事業を1年継続実施する中でさらに検証を進めます。

また、早期支援の観点から小学校の利用意向を踏まえ優先的整備を検討し、中学校については、利用ニーズを調査したうえで必要性や効果的な運営の在り方を検討します。

なお、特別支援教室の運営に当たり、特別支援学校のエリアサポート事業の支援を受けるとともに、情緒障害等指導学級（通級）の支援について検討します。

項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別支援教室モデル事業の検証と拡充	・モデル事業の実施・検証	・3校本格実施 ・6校試行実施	・9校実施		

2 特別支援教育推進状況の評価・検証

特別支援教育の施策の進捗状況の評価・検証やそれに基づく対応策の検討などを行うため、特別支援教育推進委員会等の見直しを行います。また、特別支援教育推進の中核となる特別支援学級の充実を図るため、特別支援学級設置校連絡協議会を充実します。

(1) 特別支援教育推進委員会等の見直し(☆)

特別支援教育に関する施策の進捗状況を検証しさらに充実するために、また、会議のスリム化を図るため従来の推進組織を見直し、保護者等を含めた特別支援教育推進委員会を設置します。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターの連絡会を開催し、情報交換や実践的な研修を実施します。この際に、東京都の研修会を履修した特別支援教育コーディネーターからなる特別支援教育コーディネーター支援委員会を設置し、連絡会の支援を行います。

なお、入学後早期の通級利用や転学相談等の円滑なつながりを図るため通級判定委員会と就学支援委員会との連携を図ります。

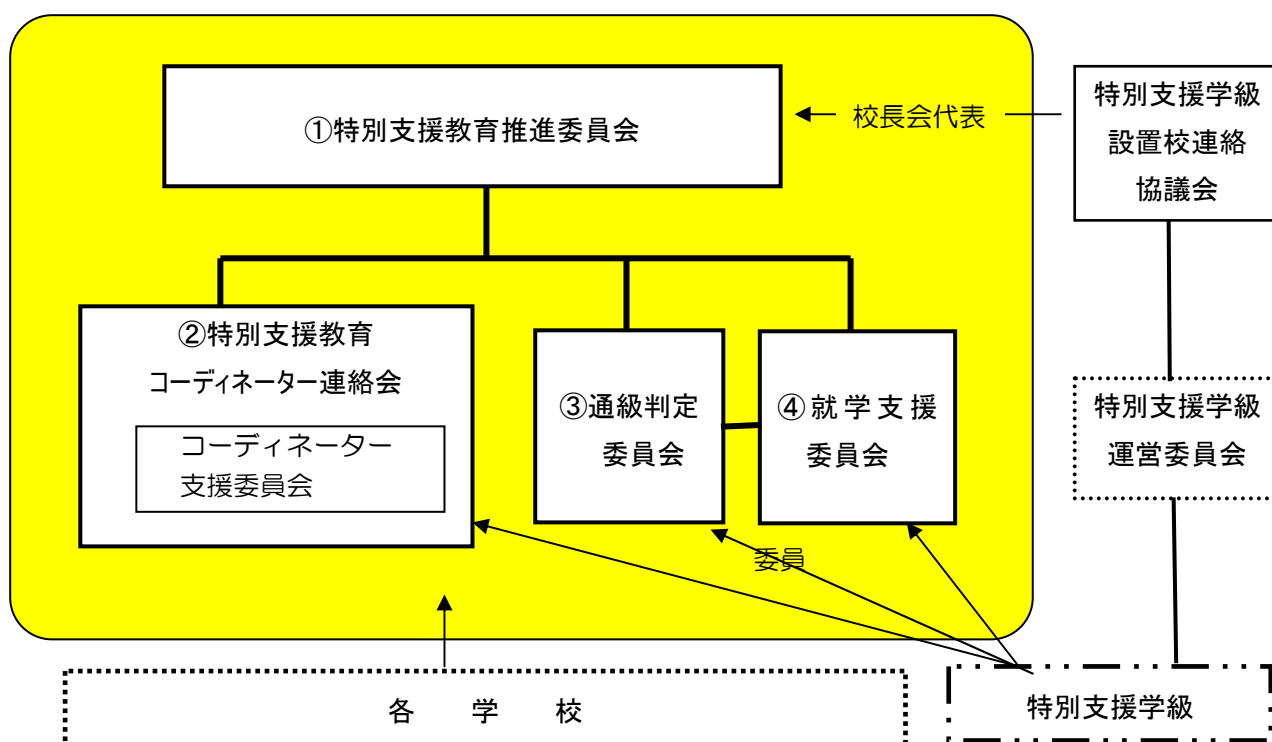
項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別支援教育推進委員会	・設置・実施	・充実	→		

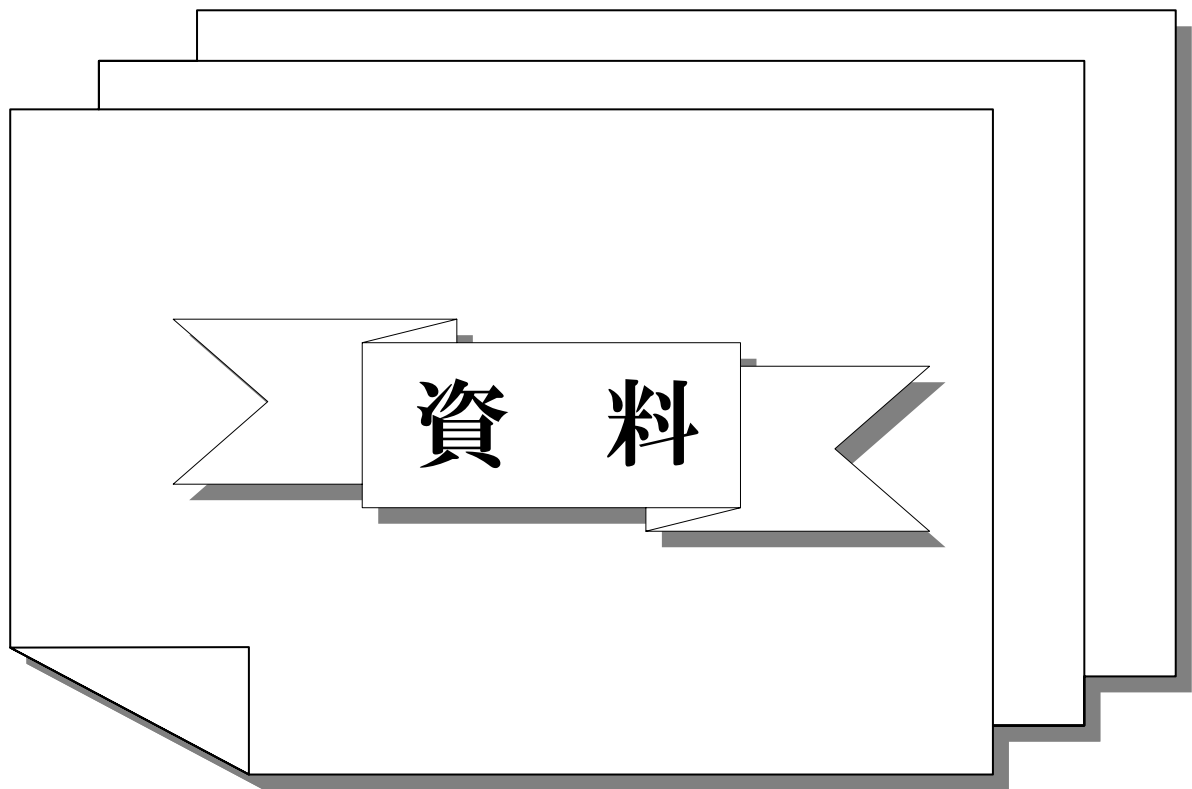
(2) 特別支援学級設置校連絡協議会の充実

本市の特別支援教育にとって重要な役割を果たす特別支援学級の固有の課題を協議し、さらに通常の学級支援を含めた本市の特別支援教育の推進に資するために、障害種別を越えた横断的な特別支援学級設置校連絡協議会のより一層の充実を図ります。

特別支援学級設置校連絡協議会に障害種別の学級運営委員会を設置し、小-小、小-中の連携を深め指導方法などの相互に報告・研修し合う場として強化します。

【武蔵野市における特別支援教育推進体制について(イメージ案)】





- ① 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 設置要綱
- ② 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿
- ③ 武蔵野市特別支援教育推進計画策定の経緯
- ④ 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会
-ワーキングチームの協議内容-
- ⑤ 武蔵野市特別支援教育推進計画 「中間まとめ」に対する「パブリックコメント」
(1)「パブリックコメント」の概要
(2)「パブリックコメント」の取扱について
- ⑥ 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ
- ⑦ 特別支援教育 用語集

1 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市特別支援教育推進計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、必要な事項についての検討等を行うため、武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行い、その結果を武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 計画の策定にあたり、必要な事項についての検討
- (2) 計画の案の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 市職員

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、必要に応じて武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会ワーキングチームを設置することができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、教育長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部教育支援課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月27日から施行する。

2 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会 委員名簿

委員名	所 属（役職）	備 考
前川あさ美	東京女子大学教授	委員長
橋本 創一	東京学芸大学准教授	副委員長
古賀 良彦	杏林大学精神神経科主任教授	
國松 順	小金井特別支援学校長	
田中 隆夫	武蔵野市立大野田小学校長	
熊井 重彰	武蔵野市立第四中学校長	
中本 祐子	武蔵野市立桜野小学校PTA会長	
永井 満美	武蔵野市立第四中学校PTA会長	
中野 健史	健康福祉部健康課長	
山田 修子	健康福祉部障害者福祉課長	
伊藤 英穂	子ども家庭部保育課長	
金子 俊治	教育部長	平成20年9月30日まで
萱場 和裕	教育部長	平成20年10月1日から
鈴木 知徳	教育部指導課長	
吉原 健	教育部統括指導主事	

3 武蔵野市特別支援教育推進計画策定の経緯

—特別支援教育推進計画策定委員会の日程と協議内容—

	開催日	内容等
第1回委員会	平成20年5月27日	①委嘱状交付、委員紹介等、正副委員長の選出 ②委員会の進め方 ③特別支援教育の背景・現状など
第2回委員会	平成20年6月30日	■保護者等への理解啓発
第3回委員会	平成20年7月28日	■保健・医療・福祉などの関係機関との連携
第4回委員会	平成20年8月27日	■校内の特別支援教育体制の充実 ・校内委員会の充実 ・コーディネーターの資質の向上 ・専門家スタッフなど支援人材について
第5回委員会	平成20年9月22日	■特別支援学級等の充実
第6回委員会	平成20年11月10日	■中間のまとめについて
第7回委員会	平成21年1月26日	■理念について ■最終計画案の検討 ■パブリックコメントの意見の反映
第8回委員会	平成21年3月9日	■最終計画案の確定

4 武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会

- ワーキングチームの協議内容 -

	開 催 日	内 容 等
第1回	平成20年6月18日	■ワーキングでの協議内容について ①保護者理解の促進 ②関係機関等の連携 ③校内体制の整備
第2回	平成20年7月10日	■保護者理解と関係機関の連携について ①保護者等への一層の理解と関係機関との連携の推進 ②幼稚園・保育園と小学校との連携
第3回	平成20年8月4日	■関係機関の連携について ①連携の仕組づくり ②幼稚園・保育園と小学校との連携 ③支援シートの仕組みの検討
第4回	平成20年9月11日	■特別支援学級等の整備について ①特別支援学級（固定・通級）、支援教室の役割と指導体制・指導内容の充実・改善
第5回	平成20年10月30日	■校内体制の充実について ①専門家スタッフ（SS）の役割と活用 ②ティーチングスタッフ（TA）の役割と活用 ③特別支援教育の研修
第6回	平成20年11月21日	■校内体制と就学前機関との連携について ①特別支援教育に関する研修の充実 ②就学前機関と小学校の連携事業

【武蔵野市特別支援教育推進計画策定委員会ワーキングチームの委員】

区分	所 属	名 前	備 考
助言者	調布市教育相談室	早川 恵子	本市専門家スタッフ
学校関係	小金井特別支援学校教諭	木村 栄子	特別支援教育コーディネーター
	武蔵野市立千川小学校副校長	吉川 文章	副校長会推薦
	武蔵野市立第一中学校副校長	大橋 亮介	副校長会推薦
	武蔵野市立第三小学校教諭	清水 聡美	特別支援教育コーディネーター
	武蔵野市立第四小学校教諭	岡部 和江	情緒障害等通級指導学級
	武蔵野市立第四中学校主幹教諭	佐々木啓之	知的障害学級コーディネーター
	武蔵野市立境南小学校教諭	荒木 達也	特別支援教育コーディネーター
	武蔵野市立境幼稚園主任	田中みどり	特別支援教育コーディネーター
行政	健康課主査	勝又 玲子	保健師
	障害者福祉課課長補佐	服部 康二	障害者福祉センター
	保育課吉祥寺保育園長	服部 桂子	障害児委員会委員長

5 武蔵野市特別支援教育推進計画「中間まとめ」 に対する「パブリックコメント」

(1)「パブリックコメント」の概要

【パブリックコメント募集について】

計画を策定する過程で、できるだけ多くの市民の皆様からご意見をいただくことにより、策定委員会でさまざまな角度から計画の内容を検討するために、「中間まとめ」に対するパブリックコメントを募集しました。

【募集概要について】

- | | |
|--------|--|
| 1 募集期間 | 平成20年12月15日（月）から平成21年1月13日（火）まで |
| 2 周知方法 | 「中間まとめ」を冊子にまとめ、各市政センター、コミュニティーセンター
他で配布し、市ホームページ上に掲載しました。
また、市報（12月1日号）に「中間まとめ」とパブリックコメントについて
周知を行った。 |
| 3 応募数 | 14人（持参3人、FAX1人、電子メール10人） |

【「パブリックコメント」の内容分類について】

一人一人のコメントの中の、本委員会における計画策定に関与する内容を意味的なまとまりによって細分化し、14人全体のコメントを合わせて分類した。その結果、以下の内容にまとめることができた。以下に、それらを紹介するとともに、各ご意見に対する市教育委員会の考え方を『(2)「パブリックコメント」の取扱について』で示した。

〔パブリックコメントの内容の意見カテゴリー〕

*（ ）内は意見内容の数。カテゴリー内に小カテゴリーがあるため、各カテゴリーの度数は、パブリックコメントをいただいた14人を上回ることがある。

カテゴリー	意見内容	度数(件)
A	保護者や子ども本人の声・意思を聞いてほしい、尊重してほしい	15
B	専門性をもった人材の増員	14
C	意見の求め方、啓発のしかたの工夫の必要性	8
D	地域で支える仕組みの実現	5
E	民間、地域の福祉の会との連携	5
F	通常の学級と特別支援学級、在籍級と通級指導学級との交流の工夫	5
G	支援機関、通級指導学級の利用のしやすさ	4
H	保護者や子ども本人の力の信頼	3
I	校長のリーダーシップ、教員の資質の向上	2
J	幼児期など早期支援の充実	2
K	支援者となる教員や相談員へのサポート・負担への配慮	2
L	校内の設備の整備・バリアフリー	2
M	中学校時期の支援の充実	2
N	特別支援学級の増設	1
O	継続的支援の実現	1
P	用語解説の掲載	1

『注：上記カテゴリーに含めることのできないその他のコメント（本計画策定とは直接関係のないものなど）も、関係部署に伝えていくこととする。』

(2)「パブリックコメント」の取扱について

＜凡例：◎新規項目、○反映し書き込む、◇コメントするが本文に反映しない、□重複し集約したもの、△他課のかかわるもの＞

NO	意見要旨	分類	策定委員会取扱い方針及び市教委の考え方	本文項目
1	どのような障害を抱えていても、育ち、学ぶ主体は子ども本人であり、大人はそれをサポートする存在だと思えます。子ども本人の意志を聴きとることが大事ですが、それが困難な場合、最も身近な大人である保護者の意向・希望が尊重されるべきだと思います。「教育的ニーズ」も同様で、このことをベースに検討していただけるようお願いいたします。	○	理念及び基本的な考え方、関連推進事業等に趣旨を反映しています。	P7 理念
2	本計画の上位計画では、基本的な考え方(P.17)には、「市民が年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意志に基づいてその人らしい生活が続けられるように支援」する、とあります。ぜひこの考え方を計画のベースに据えていただきたいと思います。	○	理念及び基本的な考え方、関連推進事業等に趣旨を反映しています。	P7 理念
3	「障害児」「特別支援」からスタートすると、障害があっても普通の子どもの延長であるということが忘れられがちである。その子を囲む家庭があり、「大変だけれども楽しく」暮らしていることを忘れないで欲しい。そのような子どもの人権を守り、必要な支援を考えていくのが特別支援教育である、というような言葉が欲しい。	○	理念及び基本的な考え方、関連推進事業等に趣旨を反映しています。	P7 理念
4	障害によって人より飛び抜けた才能も持っている点があるなら、更に引き伸ばし、生活に役立てることを学ぶのが保護者の教育への要望なのです。	○	理念及び基本的な考え方、関連推進事業等に趣旨を反映しています。	P7 理念
5	特別支援教育に関する委員会や研修会の資料・報告書作成などを教育委員会担当者などが補佐して、教員が時間を取られないようにすることが必要だ。子どもと向き合ったり、同僚の教員と気楽に話し合ったり情報交換したりするゆとりが無くならないように。	◇	市教委は、専門家スタッフ等人的支援やマニュアル作成などにより教員の負担軽減を図るなど学校を支援します。	P9～10 I・1(2) I・2(1)
6	〔特別支援教育コーディネーター〕 各学校でコーディネーターの兼任は困ります。特に特別支援学級の先生の兼任が一番困ります。その先生ではダメ！という子どもたちが多く、困った時に、先生がいない場合が研修などで増えます。 本来なら担任の先生が全て特別支援教育コーディネーターの知識を持ってもらいたいのが本音です。	◇	特別支援教育コーディネーターは、現状では兼任となりますが、複数配置による業務分担や派遣相談員の支援、教員全体のレベルアップなどを行い、負担軽減に努めます。	P9 I・1(2)
7	特別支援教育コーディネーターについて、2人コーディネーターの内1人は教諭ではなく民間の児童心理等を専門とする大学の先生や発達障害等のNPO団体や親の会などからの人選にするといいのでは。(他県では外部の人選でコーディネーターがいる所もある) 理由：教諭だと学校側が指導不足であるのが原因なのに我が子に障害があるかの様に言っていると思い事実を受け入れないかもしれないが外部の方だと公平に見えていると思い事実を受け入れやすいのでは。	◇	特別支援教育コーディネーターは、現状では兼任となりますが、複数配置による業務分担や派遣相談員による支援、教員全体のレベルアップなどを行い、負担軽減に努めます。	P9 I・1(2)
8	管理職のリーダーシップについて 忙しい管理職にあれもこれもやらせるのに無理があるのでは、国で校長の下に副校長と教頭の2人を設ける案が出ていたが2人体制なら十分なリーダーシップも取れるだろうが。	◇	学校経営の視点からも、学校長の役割は大きいものがあります。市教委として、専門家スタッフ派遣や校長対象研修会等で学校長を支援しています。	P13 I・4(1)

9	中学生の不登校児が利用しているチャレンジルームは学校ではないので紹介されないのでしょうか？不登校児童は特別支援教育の枠には含まれないのですか？「発達障害」がいわゆる「二次的障害」としての不登校として現れています。文部科学省も2003年3月に出した「今後の不登校の対応の在り方について」の答申では、軽度発達障害と不登校との関係も触れております。不登校の対応の取り組みも是非ともこの委員会で積極的に検討し、回答してもらいたいものです。	○	不登校対策やいじめなどについて、学校・派遣相談員・チャレンジルーム等連携し取り組んでいます、さらにスクールソーシャルワーカーの導入を検討します。	P19 Ⅱ・2(2)
10	スクールソーシャルワーカーについて、これまでどのような点が不十分だったのか、どんな役割を担ってもらうのか明確にしてほしい	○	福祉機関等と連携し家庭への働きかけを強化するスクールカウンセラーの導入を検討します。	P19 Ⅱ・2(2)
11	今の専門スタッフの派遣回数では、支援の必要な子供が増えている現状から、細かな指導や助言が行えない。専門スタッフの派遣回数を増やしてほしい。	◇	回数の増加も含め、さらに充実するように取り組みます。	P10 Ⅰ・2(1)
12	個別支援を中心としたサポートスタッフ・ティーチングアシスタント派遣の充実と人材支援施策の実施を要望する	◇	人材確保や事前研修などさらに充実を図ります。	P11 Ⅰ・2(3)
13	専門家スタッフの学校の受け入れ態勢の工夫とは？具体的に記述してほしい。	◇	専門家スタッフと派遣相談員との連携、校内委員会の設置など、専門家スタッフの活用 of 工夫を図ります。	P10 Ⅰ・2(1)
14	地域で活動している団体に声をかけ、素人でもできるところに参加してもらい仕組みがつくれないでしょうか。	◇	地域人材の登用については、TAの拡充を視野に含めて検討します。	P11 Ⅰ・2(3)
15	1クラス 20 名弱と1クラス 40 名弱のクラスの学校で2クラスを担任2名とTTの先生を交えて3グループに分けて学習すると 児童数の多い学校は グループ分けしても小人数学習にならない現実があります。TTの先生を早く児童数の比率に合わせた配属にして頂きたいと思います。	○	TT(ティームティーチング)や学習指導員については、TT指導のほか個別指導に関わっている現状を踏まえ、学校支援人材の項目に表記します。	P11 Ⅰ・2(3)
16	一般の児童・生徒が体験できる機会(例えば、セカンドスクールとか)には、障害のある子どもたちも参加できるようにサポートできるのがよいと思います。	◇	特別支援学級の児童生徒は、一人ひとりの学習状況に応じ、社会科見学等を合同実施するほか、学級独自の集団宿泊体験活動を小学校1年生から実施しています。	P12 Ⅰ・3(2)
17	通常学級への支援で、行政が立派な指導書を発案しても、現場で生かすのも、理解しないで指導するのも、子どもと一番接する時間が長い担任の先生です。	◇	市独自の研修会の充実を図り、専門性や資質の向上を図ります。	P13 Ⅰ・4(1)
18	何より大切なのは一般の教員のレベルアップであると感じる。子どもたちは、それなりに一生懸命生きていることをいとおしく思って、支援していくことを、全ての教員に期待したい。特別支援教育の制度があるために「専門家に任せる」ということで逃げないようにしてほしい。	◇	市独自の研修会の充実を図り、専門性や資質の向上を図ります。	P13 Ⅰ・4(1)
19	〔理解啓発の取組〕 ① 児童・生徒への理解啓発 これはとても慎重に行わないと、一歩間違えると「いじめの対象」の要因になります。先生がどのように子どもたちに伝えるか考え、その都度保護者と連携などが必要。 ② 保護者・市民への理解啓発への取組 リーフレットを配布してもさっと目を通して終わらせる保護者の数の方が多いでしょう。「支援センターたより」などもっと関係なく思っている人が多いと思います。地域市	◇	保健・福祉・子育て分野とも連携し、幅広い取り組みを展開する必要があります。ご指摘いただいた具体策は、今後の理解の促進に生かしていきます。	P13 Ⅰ・4(2) P15～18 Ⅱ・1

	民に至っては、年代が上がっていくほど、「発達障害＝知恵おくれ」と受取る人が多いように感じます。「特別支援教育」などという新語は、教育関係に携わっている市民にしか伝わっていないのではないではないでしょうか？ 地域で活動している特別支援教育に関する団体などの力をかりたり、校長先生のリーダーシップを発揮により学校便りやPTA総会、研修会をPTAと共に開催したりして保護者に広め、地域には学校運営連絡協議会で特別支援教育についてふれてもらい、地域の諸団体の総会での挨拶時に紹介してもらったり、保健委員会でも議題に取り上げる等、積極的に推進してもらいたいです。	◇		
20	私は、聴覚障害者当事者でもあり、市内難聴児通級学級の出身でもあります。 ・聴覚障害に対する理解不足でいじめられた →理解教育の充実を。障害者当事者も意識して訴えるコミュニケーション能力の育成を。教員の理解不足で担任の先生から無視された経験あり、人間不信の元になったため。 ・文章理解能力が足りなく、社会に出て大変困った →健常者と同じやり方で国語をイチから学び直すのではなく、手話、身振り、筆談、マークなど使って分かりやすい国語教育を。 ※国語教育を重点にやらないと他の科目もついていけなくなる。 ・中学校から要約筆記による情報保障を行っているが、文章理解力で躓いて自信をなくしてしまうこともある。 →補助学習(復習など)の充実を。(手話通訳による補助学習も含めて) ・ローモデルとなる人が身近にいない(知らない人も多い)ため、将来の夢や目標が持てない。 →聴覚障害者協会と連携してイベント参加するなりと一緒に活動できる環境を。また、卒業生との交流できる環境作りも必要。 デフリンピック日本代表選手や、プロ聴覚障害者選手の講演などの実践、アイデンティティの確立 ・要約筆記派遣の費用負担がなく、要約筆記者は個人派遣、ボランティア状態で協力している。(主にノートテイク) →ノートテイクの育成・・・近隣大学と連携して教員希望者を募り、ボランティア協力するか、手話通訳養成と同様に要約筆記者養成を行い、登録者を市内個人派遣できるように制度を作ってもらいたい。 ・卒業後、社会に馴染めず悩む人がいる。(人間関係や、金銭トラブルなど) →相談支援事業の充実を。 ※東京都聴覚障害者連盟内に設置してある相談支援事業と連携することがベスト。 相談支援事業の「ぴーと」は聴覚障害者も相談できるそうだが、当事者の身になって相談できるのか疑問を感じる。手話通訳者が間を置いて相談することができても、誤訳のおそれがあるため、限界がある。また、身体障害者相談員(聴覚障害者)がいても、社会福祉士	◇	・特別支援学級教員に対して、障害特性や指導内容に関する研修を進め理解を深めます。 ・各学級や難聴言語学級運営委員会において、情報保障のあり方や障害特性に応じた教材や指導方法など、指導の充実に向けて検討します。 ・「卒業生の話しを聞く会」などを開催し、卒業後の見通しが持てるよう取り組んでいます。さらに卒業生や保護者等の知恵や経験を生かした授業や講演会などを検討します。 ・エコールームの要約筆記ボランティアについては、ボランティア団体と協議しつつ、受け入れ態勢を改善しています。 ・障害者福祉課と連携し、より良い相談体制が取れるよう検討します。	P11～12 I・3(1)

	やケアマネジャーの資格がないため、相談を受けてもこのあとどうしたらよいか対応できないため、限界がある。 ・口話教育の誤解 →話の内容を理解できるかどうか。きれいに発声できるよう重点に置かれてしまったため、話の内容が理解できないときもあった。 ・副籍制度は賛成できるが、コミュニケーションができるとは限らない →ろう学校は 手話が中心なので、難聴児とろう児とのコミュニケーションが困難になるのでは？手厚いサポートが必要。 ・他の特別支援学級と同じ、専任教員を継続して配置してほしい →数年で転勤となるようでは、信頼関係を築けない。手話のできる、聴覚障害方面に明るい人材を。	◇	・難聴学級で口話教育を意識した指導を実施していますが、さらに指導内容の充実に努めます。 ・立川ろう特別支援学校と連携し、間接的な交流を進めています。直接交流は、コミュニケーション手段へ等今後の課題と認識しています。 ・難聴学級は、現在は手話の可能な選任教員が配置されています。	
21	私が、PTA 活動をしている時、理解啓発活動の一環として、それぞれの先生を一同に集め講演会を開催しましたが、参加者はやはり、育児で困っている保護者の方の30名程度くらいでした。 まだ平成18年度だったからなのか・・・やはりもっと、理解を高めなくてははいけないと思います。	◇	保健・福祉・子育て分野も含め、PTAや地域団体との協力を得て、理解啓発に努めます。	P15～18 Ⅱ・1
22	せっかくリーフレットを配布しているのに、これだけでは保護者理解には繋がりません。ぜひ保護者会などでリーフレットを活用し、議題として取り上げて下さい。	◇	リーフレットは、一部の保護者会などで活用されていますが、さらに全校、地域等で活用できるよう取り組みます。	P15～16 Ⅱ・1(1)
23	現状では各学校の教職員のマンパワーが不足しているのだから、地域のつながりを活かしていくという意味で「保護者・市民への理解啓発の取組」はもっと内容量があってもよいのではないかな？	◇	保健・福祉・子育て分野も含め、PTAや地域団体との協力を得て、理解啓発に努めます。	P15～18 Ⅱ・1
24	地域の中で子どもを育てていく視点から、地域福祉の会（地域社協）との連携があってもよいと思う。障害のある子どもを理解するための研修への誘いかけ、リーフレットの配布など、保護者だけでなく地域へも行う必要がある。	○	教育支援センター便り、リーフレット発行の際は、関係団体や地域にも活用を図ります。	P15～18 Ⅱ・1
25	広報についてですが、「特別支援学級紹介・作品展」があり、よい取り組みだと思いましたが、このような企画が、学校・コミュニティセンターを巡回し、より多くの子どもたちや地域の人たちに知ってもらえると なお、いいように思います。その際、関係者がその場に居て、見に来た人たちの質問にこたえられるようにするのもよいと思います。	○	「特別支援学級紹介・作品展」のあり方も含め広報活動を充実します。	P16～17 Ⅱ 1(4)
26	大野田小学校は、いぶき・むらさきと隣どうしに教室が有るのに交流が少ないし給食も一緒に食べて欲しい。刺激あって教えて行くから、そこを伸ばしてあげたい。	◇	むらさき・いぶき学級では、児童の実態に応じ、朝の会や音楽等で交流していますが、さらに充実を図ります。	P16～17 Ⅱ 1(4)
27	すべての子どもが先ず地域の学校の通常級に籍を置き、その上で特別支援学校または特別支援学級で学ぶようにして欲しい。 通常級と交流の場が作られているが全く不自然で、休み時間などに自然に一緒に遊ぶということは無い（無理な場合もあると思うが）。保護者の間の交流もほとんど無い。幼稚園や保育園で一緒だった子どもと同じように1年〇組に所属し、勉強の時は別の教室で特別支援を	◇	特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流・共同学習の充実を図り、相互理解につながるよう努めます。	P16～17 Ⅱ 1(4) (5)

	受ける、という形が望まれる。親同士も知り合いになり、障害のある子の育ちを助け合えるようになる機会ができる。共生社会の実現に向けて、困難もたくさん生じるとは思うが、必要な取組である。			
28	特別支援学校の副籍制度では、身体に障害がある子どもに対しては、エレベーターの設備のある学校を選ぶように配慮が欲しい。また、すべての小・中学校にエレベーターが設置されるように希望する。	◇	副籍制度は、校舎設備状況を考慮し、児童・生徒・保護者の意向に配慮しています。全ての校舎にエレベーター設置することは今後の課題としていきます。	P17 Ⅱ・1(5)
29	通常級からぬけて通級学級に行くことに抵抗を感じている子どもがいることをきいている。同じ学校内で対応するとか、子どもの気持ち・保護者の気持ちをきいて対応する必要がある。	◇	通級学級の有効性や周囲の児童・生徒の理解を深め、利用しやすい雰囲気を作るよう努めます。また、特別支援教室モデル事業の成果を踏まえ特別支援教室の整備に努めます。	P15～18 Ⅱ・1 P28 Ⅳ・1(3)
30	交流及び共同学習について 固定級での個別のその児童の学力に合わせた共同学習ですが低学年のうちから 共同学習を盛んにして いてもよいのでは。 隣の市では 固定級の児童の個別共同学習がさかんで小1のある児童が数ヶ月で固定級中心の学習から通常級中心の学習に移行した話があります。同じ東京都でありながら 市区町村で支援の在り方に差があり 武蔵野市は 個別指導よりも固定級の全体の学級運営を重視し過ぎているように思います。そのためでしょうかいまだに 固定級から普通級へ移った前例が無いのではと思ってしまう。	◇	通常の学級との共同学習については、児童生徒の実態に応じ低学年から実施することにしてはいますが、今後さらに充実します。 また、「知的・発達障害指導学級」の研究を踏まえ、固定学級の指導内容を充実します。	P16～17 Ⅱ・1(4)
31	P.8 にあります②保護者・市民への理解啓発の取組は、当事者の親が勇気を持って伝える という行動を起こしてこそ 少しずつ他の保護者に伝わっていくものであり、リーフレットの発行だけでは、何も響いてこない という現状を知って頂きたいです。	◇	障害のある児童・生徒の保護者が勇気を持って伝えられるよう学校をはじめとして環境づくりに取り組んでいます、さらに取り組みを進めます。	P15～16 Ⅱ・1(1)
32	私は、偶然にも支援センターで保護者の担当の先生が、息子の小学校の担当だったので、とても安心してすべてを相談できたし、担任の先生・臨床心理士の先生・保護者の関係が円滑に保てました。私の例は成功例として自負している。 「学校派遣相談員」と都から派遣されている「スクールカウンセラー」がどんな内容の仕事をしているのか全くわからない方が多いのが現状だと思います。	◇	学校派遣相談員と教育支援センターの連携を図り、学校における保護者相談など信頼できる相談活動ができるよう努めます。	P18～19 Ⅱ・2
33	教育支援センターの利用に関しても、中学生になると時間が間に合わないこともある。一人一人に合った支援がなされているのか、考える必要がある。	◇	気軽な相談の場として、相談時間の延長等を検討します。	p18 Ⅱ・2(1)
34	その子に愛情を持ち「どうしたら？」と悩んでいる親を認めてほしいのです。 その相談している子が どこかに入ってしまったら終わり、ではなく、親の方から相談したい、という体制を作ってい頂きたい、と思います。	◇	就学相談において、保護者の願いや思いを受け止め、その子にあった教育のあり方についての適切な情報提供など、保護者への支援に努めます。	P23 Ⅲ・2(2)
35	特別支援学級(学校)に通学している家庭は複雑になりやすい家庭が多いので、その家庭全体のケアを社会資源とつなげる工夫をしていただきたい。	◇	派遣相談員と子育てや福祉部門との連携強化し支援の充実を図ります。	P22 Ⅲ・1(1)

36	障害にも幅がものすごくあります。作業療法士の方も交え、その子どもにあった指導法も具体的に伝えた方がよいと思います。	◇	肢体不自由学級では作業療法士等の指導を行っています。が、他の学級の活用を検討します。	P22 Ⅲ・1(3)
37	「障害のある人の権利に関する条約」の 24 条「教育」や「武蔵野市障害者実態調査報告書」からも、本人(又は保護者)の意向に沿って、育ち学ぶ場所を選べるように支援するのがよいと思っています。	◇	就学相談や就学時健診において、保護者の意向を尊重した適切な就学に努めています。	P23 Ⅲ2(2)
38	幼児期から小学校・中学校へ更にその上の学校・就労もつながるようなものであって欲しい。小学校時代のトラブルがそのまま適当な指導が無く成長し、上にも伝わらず、成年になってから大事件を起こすようなことも起きる。よくないことは継続的な指導で改善するようにし、よいことはそれを継続的に伸ばしていけるように、一人ずつのファイルが必要。	○	就学前機関と小学校の連携を進め、さらに小・中、中・高や就労までの支援を追加して記載します。	P23 Ⅲ・2
39	「東京都特別支援教育推進計画(第二次)」で、本市は土台となる幼児期の特別支援教育が遅れているように見受けられます。保育園・幼稚園に専門的知識を持った方が、果たして何割いるのか、また小学校との連携をどのように行っているのか。	◇	子育て分野との連携を図り、就学前機関と小学校の連携を図ります。	P23 Ⅲ・2(3)
40	◎検診について 現在 1歳半と3歳児検診の2回ですが5歳児検診をして欲しいと思います。5歳児検診と言っても年中さん検診です。軽度発達障害の場合、小学校入学前の年長さんの一年間に療育を十分に受けたかどうかで 入学後の様子が大きく違って来るからです。 だが 5歳児検診を行う事になったとして、そこで療育が必要とされる子どもが見つかったとしても、今の体制では療育施設が明らかに足りない現実があります。(現在既に 療育を受けたくても 受けられない子どももいる)	◇	5歳児検診の検討、こども発達支援室「ウィズ」や療育相談事業「ハビット」の充実を図ります。	P23 Ⅲ・2(1)
41	知識は、大人や本から学ぶことも出来ますが、人として生きていく上で大切な社会性や協調性を、息子はお友達との集団生活から学び取っていると思います。特別支援教育推進計画において以下のことを特に望みます。 ＊ 特別支援学級が増設されること。 ＊ 特別支援学級の生徒と一般の生徒との交流学習の機会が増えること。 ＊ 交流学習の内容が、個々の個性や能力に合わせて充分に対応されていること。	◇	・特別支援学級はニーズに応じ、学校の許容量を考慮し、量及び種別の整備のあり方について検討します。また、交流についても充実を図ります。	P26 Ⅳ・1
42	「Ⅱ 理解促進への取組への充実」「Ⅲ 新たな連携体制の整備」の中に、民間の要素を取り入れておいていただけないかという提案です。障害者福祉の分野においても、実に様々な地域での自発的活動が当事者の日常活動を支えていることはご承知のとおりです。	○	TAなど支援人材について、地域のかかわりについて検討します。	P11 Ⅰ・2(3)
43	「エリア・ネットワーク」のセンター校による支援をもう少し具体的に記述してほしい。	◇	専門機関との連携の項及び用語集を参照してください。	P25 Ⅲ・3(3)
44	また、本委員会や各種委員会に当事者(又は保護者)が参加し、意見を述べ、それが市の施策に生かされていくことは重要です。公募枠の設定も含め、当事者参加・市民参加を検討して下さい。	○ □	今後設置を予定している特別支援教育推進委員会に保護者等の参画を検討します。	P28 Ⅳ・1(2)
45	学校教育の目的のひとつが社会に役立つ人間の育成であることを考える時、特に障害のある子どもに関しては、将来、子どもたちを受け入れる機関からの意見など	○ □	今後設置を予定している特別支援教育推進委員会に福祉分野からの参画を検討しま	P28 Ⅳ・2(1)

	が大切である。その意味で推進委員会の構成メンバーとして、障害者総合センターあるいは千川福祉会などからの参加を希望する。		す。	
46	『武蔵野市特別支援教育推進計画 中間まとめ』の 6 ページ、情緒障害等通級指導学級の記述で、小学校においても時間制限することなく、個々に必要な時間を通級指導学級で過ごせるようにご検討願います。	◇	通級指導学級の指導については、「知的・発達障害指導学級」の研究の中で、情緒障害学級(固定)の在り方について研究します。	P28 IV・1(2)
47	特別支援教育がスタートしてから 通級の利用時間が週 8 時間以下と制限され 一部の児童にとって 支援が不十分となっている。また、他の市では 入学前の就学相談で 普通級と決まったら 同時に通級利用も決定している所があるが、武蔵野市は主治医が普通級なら通級も利用するようと言っている様子を観てからと言う事で 主治医のアドバイスがあっても通級利用が入学と同時に利用出来ない事が納得いかない。	○	今年度の就学相談より、就学支援委員会で「入学後、通級利用が望ましい」と判断した場合、保護者の希望により、入学後速やかに通級利用が出来るよう試行した。今後システムとして定着を図ります。	P11 I・3(1)
48	特別支援教室モデル事業の具体的な検証・評価について、当事者からの視点として保護者や障害者を入れて検証・評価を行う。	○	児童の学習等の成果や保護者の意見・感想などを受けた検証を行います。	P28 IV・I(3)
49	①基本理念がぶれないようにし、今回の計画を着実に推進すること。 ②計画を推進するにあたり、保護者との意見交換を交わしつつ、教育現場や医学の進歩を踏まえ、必要な修正を適宜実施すること。	◇	特別支援教育推進委員会を改組し、計画の進捗状況の検証及び充実に図ります。	P28 IV・2(1)
50	どのような職名の人が何を担っている(これから担う)のか、わかりにくいので、用語解説をお願いします	◎	最終報告書の資料として「用語集」を添付します。	P45～46 資料編
51	地域の中で、障害のある子どもにも ない子どもにも開かれた居場所づくりをする場合、市が支援するというのもよい。	△	地域リハビリテーションの理念に基づき、地域での居場所作りについて、子ども・福祉部門とともに検討します。	
52	学校教育と切り離せない、放課後・余暇の活動や居場所についても、障害のある子どもに関しては、小さい頃から周囲が気にかけて、社会性が身につくように、将来、同世代が支えていけるように配慮することが必要と思う。	△	地域リハビリテーションの理念に基づき、地域での居場所作りについて、子ども・福祉部門とともに検討します。	
53	障害を持つ世帯においては経済的環境の問題は大きな問題となります。たとえば障害児を抱える母子家庭において母親の就労支援を行い、働くことを第一としたとして、生計を支えるために一生懸命働いた後には子供と接する時間はほとんど残っていないというような現実をどのように見るか。その点は「教育」の分野と切り離せる問題ではない。ですから、「連携」を構築する場合には、ぜひとも、自治体や都、国の経済的支援を担当する部署との連携、政策の充実を含んでおいていただきたい。	△	主管課に伝えるとともに連携の在り方は今後の課題とします。	
54	わが子は今大野田小学校のむらさき学級にお世話になって、学童クラブに入所させて頂いています。通常クラブは健常児が 3 年生まで障害児は 4 年生までで退所しないとなりません。今のわが家の心配事のひとつは 5 年生以降の放課後の居場所です。仕事をしないという選択をする事が経済的どうしてもできません。ぜひ教育支援のこのプロジェクトの中でも『子供たちの放課後』についても望ましい形がつくられていきますように考えて頂けないでしょうか？ どうぞよろしくお願い致します。	△	学童クラブの主管課に伝えます。また、放課後対策については、障害福祉計画と連携していきます。	

55	対象児童生徒数の国と市の数値で通常の学級だけは倍違います。保護者が特別支援教育の認識が足りないのか、認めないのか、実態を把握していないのか、少し疑問な箇所です。 それに国の数値は平成14年度で市の数値は19年度。絶対比べるのがおかしいです。	◇	対象児童生徒の調査結果は、国と市の直近の数値を出していますが、医師の診断もなく、学校の実態調査に基づいたものであくまでも参考数値と理解していただきたい。	
56	学齢期障害児の親の会「むらさき育成会」の意見をこれからでも聴いて欲しい。	◇	今後の課題としたい	
57	『中間のまとめ』の意見の募り方について 私の子ども2人はそれぞれ通級と固定級に通っているが、わたしもそして私の知り合いの固定級と通級の保護者の誰1人としてこの存在を知りませんでした。(私は締め切り間近の一昨日知りました) この支援教育について意見が言える当事者の保護者に対して市はこの冊子を配るべきだと思います。市は本当にこの支援教育について“広く”意見を求めているのか疑問に思いました。	◇	市報・HP に掲載し、コミュニティセンターや学校・学級に配布しております。 今後、学級利用の保護者にも保護者会等を通じて周知します。	
58	①議事録の公開を早くしていただくこと ②策定前に、支援学級や支援学校保護者と意見交換会を開催していただくこと ③今回のパブリックコメントの公開に際し、委員会の見解を併せていただくこと	◇	①議事録は HP に掲載いたします ②策定前の意見交換会は時間的に困難で今後の課題とします。 ③そのとおり実施します。	
59	特別支援学級及び特別支援学校の児童生徒保護者などの実態を把握した上で、計画に声が反映されるように、ていねいなアンケートを行ない、その結果をふまえ、最終案を作ることは出来ないだろうか？	◇	アンケートなどは今後の課題とします。	

6 武蔵野市における特別支援学級のあゆみ

年 度	武蔵野市特別支援学級のあゆみ 【固定学級】 【通級指導学級】		その他、市、都、国の動き
1955(昭 30)	むらさき学級(一小、大野田小) いづみ学級(二小)開設		日本肢体不自由協会を設立
1956(昭 31)	群咲学級(四中)開設		港区に特殊学級が開設され、全区に特殊学級が設置
1959(昭 34)			小平養護学校設立(都)
1965(昭 40)	四中群咲学級校舎改築		特殊学級の教員配置が学級数+1となる(都)
1966(昭 41)			都立福祉作業所、都内に3か所に開設
1967(昭 42)			「愛の手帳」制度化(都)
1968(昭 43)			都立心身障害者福祉センター開所 ひまわり学級(障害幼児通所施設)開所(市)
1970(昭 45)		こだま学級(難聴)開設三小	心身障害者対策基本法公布(国)
1971(昭 46)			みちしば学級(肢体不自由児通所訓練施設)開設(市)
1972(昭 47)	むらさき学級(一小)四小へ		
1973(昭 48)	いとすぎ学級(境南小)開設、 日赤病院内に設置 いぶき学級(千川小)開設	こだま学級(言語)併設桜堤小へ	幼児教育相談室開設(市) こだま学級・ 幼児教育相談室・市立境幼稚園が同一建物に入る(市) べこのこ学級(ひまわり・みちしば学級を引継ぐ) いぶき・べこのこ学級の通学用スクールバス運行開始(市)
1974(昭 49)	訪問学級(一小)開設 いとすぎ学級(六中)開設、日赤病院内で境南小といとすぎと運営		障害児の希望者全員入学実施(都)
1976(昭 51)		こぶし学級(境北小)開設	小金井養護学校設立(都)
1977(昭 52)	いぶき学級(四中)開設		府中養護学校設立(都)
1979(昭 54)		こぶし学級(二中)開設	心身障害教育推進委員会発足(市)
1980(昭 55)	けやき学級(境南小)開設		国際障害者年 障害者福祉センター完成(市)
1984(昭 59)		エコールーム(一中)開設	
1985(昭 60)	訪問学級(一小)閉級		
1988(昭 63)	いぶき学級(四中)在籍者ゼロのため休級		
1990(平 2)	いづみ学級(二小)を閉級 いぶき学級(四中)再開		
1991(平 3)	いぶき学級(千川小)大野田小に移管、四中に小中合同校舎完成		府中朝日養護学校設立(都) いぶき学級とべこのこ学級が分離(市)
1993(平 5)	けやき学級(境南小)新校舎完成 いぶき学級(四中)再休級		
1995(平 7)	むらさき学級(四小)閉級		
1996(平 8)		こだま学級・こぶし学級 桜野小へ移管	境北小と桜堤小が統廃合により桜野小となる(市)
1997(平 9)	いぶき学級(大野田小)本校校舎内に移転		
1998(平 10)	いぶき学級(四中)再開		
1999(平 11)	いとすぎ学級、病院改築に伴い、新教室に移転		心身障害児通学用としてスクールバスを2系統に拡充(市)
2001(平 13)	いぶき学級(四中)休級		
2002(平 14)		こだま学級・こぶし学級(桜野小)新校舎完成	
2005(平 17)	むらさき学級・いぶき学級(大野田小)新校舎完成		
2007(平 19)		はなみずき学級(四小)開設	

7 特別支援教育 用語集 (*アイウエオ順)

1 「エリア・ネットワーク」のセンター校

「東京都特別支援教育推進計画」の第一次実施計画で構想されたエリア・ネットワークの拠点となる学校。区・都立知的障害特別支援学校小・中学部設置校が、センター校となり、通学区域の区市町村教育委員会や学校と連携し、地域における特別支援教育を推進する中核的な役割を担う。

2 学習指導員

学習面で困難さを抱える児童・生徒に対し、教員免許状を有する者を配置し個別支援を行う。

3 学習障害 (LD)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。

4 教育課程

法令に基づき、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。

5 教育支援センター

乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる施設。来所相談、電話相談の他、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)、小・中学校への臨床心理士(相談員)の派遣などを行っている。所在地は大野田小学校地下1階、分室として第四中学校内の帰国・外国人教育相談室がある。

6 高機能自閉症

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

7 校内委員会

発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行うため学校内に置かれた委員会。

8 子育てSOS支援センター

児童虐待の防止と子育てを支える総合的な体制を構築する中核機関で、子ども家庭課内に設置されている。主な業務としては、児童虐待防止、子育て総合相談事業、ショートステイ事業、産前・産後支援ヘルパー事業を実施している。また、武蔵野市子育て支援ネットワークを構築し、関係団体と連携し、児童虐待の防止及び子育てに不安を持つ家庭を支援している。

9 こども発達支援室「ウィズ」

発達に気がかりなところがあり集団生活に配慮を必要とする3歳から就学前の子どもを対象とした通園事業(平成21年4月から児童デイサービス)を行う。

10 個別指導計画

幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階等の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを盛り込んで作成されるものである。

11 個別の教育支援計画

障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として教育のみならず、福祉、保健、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関の密接な連携協力して策定するものである。

12 サポートスタッフ (SS)

発達障害について専門的に学んでいる大学院生等。主として人とかかわり方に難しさのある児童・生徒に対して、派遣相談員等との連携をとりながら、授業中の個別支援に加え、休み時間や給食・清掃の時間などに支援を行い、学校生活への適応を図る。

1 3 スクールソーシャルワーカー

個々の児童・生徒への直接的な支援を行うだけでなく、日常生活を営むうえで生じる様々な問題を解決するのに必要な情報の提供、学校関係者と地域機関との連携の促進など包括的なソーシャルワーク(支援活動)を行う専門職です。社会福祉士や精神保健福祉士などが活躍しています

1 4 就学支援計画

「就学支援計画」は、発達障害を含む障害のある児童一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実に図るため、幼稚園の教員や保育所、療育機関等の職員が、保護者と共に作成する計画のこと。乳幼児期から学齢期への円滑な移行を支援する。

1 5 就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決めていくために教育委員会と保護者が行う相談のこと。教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する「就学支援委員会」が設置されている。

1 6 専門家スタッフ

発達障害を専門とする大学教授等。小・中学校を年間6～8回程度訪問する。専門家スタッフは、児童・生徒の授業観察を行い、学校に対対象児童・生徒の行動の意味や指導上の工夫などについて専門的な助言を行う。

1 7 地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が住み慣れた地域で、そこに住み人々とともに、一生安全に、いきいきとした生活が送れるよう、医療、保健、福祉、教育など、生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のこと。

1 8 地域療育相談室「ハビット」

心身に何らかの発達障害を有する乳幼児と保護者を対象に、早期から専門のスタッフが子育てや発達を支援するための療育支援体制を整備し、生活をサポートする。平成 21 年 4 月に障害者福祉センターから「みどりのこども館」(緑町都営第3団地8号棟1階)に移転予定。

1 9 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

2 0 ティーチングアシスタント (TA)

学習面や集団行動面で困難さを抱える児童・生徒に対し、教職員を志望する学生等を配置し個別支援を行う。

2 1 東京都スクールカウンセラー

不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、区市町村中学校に配置される臨床心理士の資格を持つ教育相談の専門家。週1回、学校に派遣されている。平成 15 年度から、東京都スクールカウンセラーは都内中学校に全校配置となっている。

2 2 特別支援教育

心身障害教育(知的障害や肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等)の対象とされてきた子供たちだけでなく、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等も含めた障害のある子供すべての自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズ(伸ばしていきたいこと等)を明らかにし、その子供のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために適切な指導や必要な支援を行っていく教育のことである。

2 3 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

2 4 特別支援教育推進委員会

特別支援教育に関する施策の進捗状況を検証する。また、各校の特別支援教育コーディネーターを支援するため、特別支援教育コーディネーター支援委員会を推進委員会内に設置する。

25 特別支援教室モデル事業

学習障害等の発達障害児童を主な対象に、別室において学習指導員が個に応じた課題を個別的に指導する。平成20・21年度は小学校3校(大野田小、千川小、井之頭小)でモデル実施。

26 ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのではなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

27 派遣相談員

教育支援センターの臨床心理士。小・中学校に週1回全日派遣している。学級担任やコーディネーターに対する助言を行うほか、児童・生徒や保護者からの相談に応じる。

このほか、中学校には都のスクールカウンセラーが週1回派遣されている。

28 副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級便りの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

29 リソースマップ

社会的資源の一覧のことであるが、この計画では、支援を必要とする幼児・児童・生徒の地域生活を支援する各種相談窓口や医療機関などを案内した一覧のこと。

武蔵野市特別支援教育推進計画

願いをつなぎ 支援をつなぎ 夢につなぐ
武蔵野市の特別支援教育

発 行 日 平成 21 年 4 月
編集・発行 武蔵野市教育委員会 教育部 教育支援課
〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28
Tel 0422-60-1908